

令和 7 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会
定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6月12日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
一般質問	6
4番 千葉泰彦議員	6
8番 畠山和英議員	23
1番 大山幸真議員	40
9番 林崎竟次郎議員	44
報告第1号～報告第5号の上程、報告	53
・報告第 1号 令和6年度岩泉町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	
・報告第 2号 令和6年度岩泉町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	
・報告第 3号 令和6年度岩泉町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
・報告第 4号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について	

・報告第 5号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について	
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
・議案第 5号 普通河川江川河川災害復旧（その1）工事の請負契約の締結 に関し議決を求めることについて	
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
・議案第 6号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決 を求めることについて	
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
・議案第 7号 町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を 求めることについて	
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
・議案第 8号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
・議案第 9号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
・議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
・議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
議案第1号～議案第4号の上程、説明、委員会付託	75
・議案第 1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び 休暇に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の 一部を改正する条例について	
・議案第 3号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）	
・議案第 4号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
請願第2号の上程、説明、委員会付託	77
・請願第 2号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を 早急に行うことを求める請願	

散会の宣告	79
-------	----

第 2 号 (6月17日)

出席議員	81
欠席議員	81
職務のため議場に出席した者の職・氏名	82
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	82
議事日程	83
開議の宣告	85
議事日程の報告	85
議案第1号～議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	85
・議案第 1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び 休暇に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の 一部を改正する条例について	
・議案第 3号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算(第2号)	
・議案第 4号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
閉会中の継続審査申し出について	87
常任委員会の閉会中の継続調査申し出について	87
閉会の宣告	88
署名	89

令和 7 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日	令 和 7 年 5 月 2 1 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 7 年 6 月 1 2 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 7 年 6 月 1 2 日 午 後 3 時 3 1 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	大 山 幸 真	○	9	林 崎 竟 次 郎	○
	2	裊 地 照 夫	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	菊 池 孝 広	○	1 1	三 田 地 泰 正	○
	4	千 葉 泰 彦	○	1 2	三 田 地 久 志	○
	5	佐 藤 安 美	○	1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	小 松 ひ と み	○			
	7	畠 山 昌 典	○			
	8	畠 山 和 英	○			

会議録署名議員	4 番	千葉泰彦	5 番	佐藤安美
	6 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原克彦	局長補佐	石黒保幸
	主任	川崎久美子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	三浦英二
	教育長	袈岩千裕	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木真	会計管理者兼 税務出納課長	三上訓一
	町民課長	佐藤哲也	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木修二	農林水産課長	佐々木忠明
	地域整備課長	日吉理	上下水道課長	山岸知成
	消防防災課長	佐々木規雄	危機管理課長	佐々木章
	教育次長	小野寺一徳		
議事日程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和7年第2回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年6月12日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

日程第5 報告第1号 令和6年度岩泉町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第2号 令和6年度岩泉町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第7 報告第3号 令和6年度岩泉町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第8 報告第4号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について

日程第9 報告第5号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について

日程第10 議案第5号 普通河川江川河川災害復旧(その1)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第11 議案第6号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第12 議案第7号 町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第13 議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第14 議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについて

- 日程第 1 5 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 1 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び
休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 2 号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の
一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 3 号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 4 号 令和 7 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 請願第 2 号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を
早急に行うことを求める請願

散 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまから令和7年第2回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八重樫龍介君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、千葉泰彦議員、5番、佐藤安美議員、6番、小松ひとみ議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（八重樫龍介君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、6月9日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期は、本日から6月17日までの6日間をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月17日までの6日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（八重樫龍介君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動、令和7年5月宮古地区広域行政組合議会臨時会に係る議決事件の概要報告は、あらかじめお手元にお配りしましたとおりでご了承願います。

以上でございます。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（八重樫龍介君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

[4番 千葉泰彦君登壇]

○4番（千葉泰彦君） 4番、千葉泰彦です。よろしく申し上げます。

私が岩泉町に戻ってきたのは、24年前のことでした。所用で久しぶりに一時帰省したときのことです。盛岡から早坂高原を通って、実家に来ました。季節は新緑で、まだ濃緑色になる前の初々しい木の葉に透ける日差し、豊かな水、すがすがしい空気、満ち満ちた自然に改めて感じ入りました。そのとき、何ていいところなのだろう、やはりここで暮らしたいと思い、結婚前の妻と2人で帰ってくることにしました。

先般行われました岩泉町議会議員選挙でも、改めて町内を回りましたが、その思いは色あせることなく、私の真ん中にあることを再確認したところです。

Uターン直前に事業の黒字化に取り組んでいたこともあり、この町はお金になるとも思っていました。その認識も変わってはいません。

一方で、地域はUターン当時から厳しい環境にあり、年々厳しさを増しています。私がUターンを決めた2000年と比較しますと、年間出生数は75%もマイナスです。安家地区、有芸地区、大川地区では1キロ四方に1人から2人しか住んでいない状況で、人の住まなくなった行政区や高齢化率100%の行政区も出現しており、岩泉町は存続の危機に陥っています。これは、30年に及ぶ経済政策の失敗、変わらない一極集中、財源移譲を伴わない地方分権改革など、国の誤った政策が導いた結果です。

しかし、町ができることはまだまだあります。誰かに責任を押しつけても、町民の生

活は改善しません。私の1期目は、人口減少を背景に、地域おこし協力隊、ふるさと納税など、岩泉町外部の資源活用策を中心に政策提言を行ってきました。

2期目となる今期は、人が減っても住民負担を増やさず、住民同士のつながりを維持しながら行政サービスを提供できるソフト、ハードの基盤づくりと、岩泉高校、岩泉町社会福祉協議会、済生会岩泉病院の存続を中心に取り組んでいきます。このような認識に基づき、以下に一般質問を行います。

1つ、町の持続可能性について。岩泉町未来づくりプランでは、持続可能なまちづくりをうたっています。しかしながら、私には町の持続可能性は何かを読み取れませんでした。

伺います。岩泉町の考える持続可能性は何か、回答ください。

2つ、人のつながりについて。冒頭、人口密度について述べたとおり、物理的な人のつながりは希薄にならざるを得ない状況です。岩泉地区、小本地区以外の地区では、既の高齢化率が5割を超え、安家地区では65%となっています。

伺います。高齢化、人口減少が著しく進む当町にあって、平時に人のつながり、見守りを維持するために取り組んでいること、検討している内容があれば回答ください。

また、有事、特にも災害発生時の避難行動で、誰一人取り残さないために取り組んでいること、検討している内容があれば回答ください。

3つ、水道料金について。最大1.7倍の値上げが必要とのこと。水道事業の運営費を圧縮することが必要ではないでしょうか。

伺います。運営費用圧縮のために現在取り組んでいること、検討していることがあれば回答ください。

4つ、小中学校の統廃合について。2022年以降、出生数は20人前後で推移しており、4年後には町内全域で小学校の新1年生が19人とのこと。少しでも友達が多い環境で学ばせたいと考えている親御さんが多いとも伺っています。現在7校ある小中学校の統廃合を計画的に進める必要があるのではないのでしょうか。

伺います。小中学校の統廃合に対する必要性について認識を回答ください。また、取り組んでいる内容、検討している内容があれば併せて回答ください。

5つ、岩泉高等学校について。岩泉町が岩泉町であるために欠かすことのできない機

関として、岩泉高等学校、岩泉町社会福祉協議会、済生会岩泉病院があります。その岩泉高等学校ですが、今年度の入学生は41人で、近隣市町村からの入学生が増えているとのこと。

伺います。そのために取り組んだことを回答ください。直近の課題があれば併せて回答ください。

年間出生数が20人という状況を踏まえれば、今後広く町外、県外から生徒を招くことが必要ではないでしょうか。

伺います。町外、県外から生徒を呼び込むために取り組んでいること、検討していることを回答ください。また、今後課題になりそうなこと、解決が必要なことがあれば併せて回答ください。

枯れ木に花は咲きません。しかし、正しく分析をして、耕し直せば、また息を吹き返します。どう咲かせるのかのビジョンと戦略が必要です。岩泉町が息を吹き返せるのかどうか、瀬戸際に追い込まれていますが、まだ間に合います。後世に岩泉町を引き継ぐために、2期目も取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

本席からの質問は以上です。回答をお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町の持続可能性についてであります。昭和45年の過疎法制定以来、国における様々な過疎対策が進められてきましたが、議員ご承知のとおり、地方の人口減少は依然として歯止めがかからない現状にあります。

人口減少に対する明確な処方箋を見いだせない中で、町としても保育料、給食費、18歳以下の医療費の無償化などの子育て支援策をはじめ、様々な人口減少対策を講じてきているところであります。

人口の自然増加を期待することは極めて困難な状況の中、外部からの移住、定住人口を増やす取組とともに、交流人口、関係人口を拡大し、安定した経済活動につながる取組も積極的に推進をしてまいりました。

また同時に、地域の医療機関、高等学校の存続、少子化対策の積極的な推進、若者世

代に対する子育て支援の充実、雇用の場の提供、高齢者の介護等移動手段の確保など、全世代の町民の皆様が安全、安心、快適に暮らせる環境を整えることも不可欠であります。

さらには、本町の豊かな川や森林などの自然環境を最大限活用したエネルギーの自給率を高めていくことも、持続可能なまちづくりにとって必要な要素であると認識をしているところであります。

いずれにいたしましても、これまでの人口の推移を踏まえながら、現実的な規模の経済活動、生活環境を維持しつつ、本町に住んでいる皆様や新たに移り住む方々が充実した生活を送ることができるとともに、将来世代に過度な負担を残すことなく、町民の皆様が明るい未来を見通せる道筋を示していくことが肝要であると考えております。

したがって、今後においても町民の皆様が安全、安心で住みやすく、生きがいを持って充実した暮らしができるまちづくりを進め、将来世代によりよい形で引き継いでいくことが私たちの使命であると考えております。

次に、人のつながりについてであります。各地区で自治会や老人クラブ、地域振興協議会、自主防災協議会の活動を通して、地域コミュニティの醸成が図られているものと認識をしております。

町といたしましては、これらの活動を後押しするための支援や地域支え合いを目的とした勉強会の開催など、地域と行政が連携した活動を推進し、顔が見えるつながりが維持されるよう、これからも取り組んでまいりたいと、このように考えております。

また、見守り活動につきましても、独り暮らし高齢者等を訪問するシルバーメイト事業、緊急通報装置の貸与、民生児童委員による訪問活動などを行っているほか、高齢者等への配食サービスと併せた安否確認、郵便局、いわて生協との協定による配達時の見守り等を行うなど、官民連携の下、できる限りの支援に努めているところであります。

今後におきましても、地域振興協議会や各団体等が実施をする様々な取組との連携、連動を強化し、人口減少の中においても効率的な地域コミュニティが形成をされ、住民主体で相互に支え合うことのできる体制づくりを推進してまいります。

また、災害発生時の避難行動における取組としては、町民誰もが迅速かつ安全に避難行動ができるよう、適時適切に避難情報を提供することが肝要でありますので、防災行

政無線、防災メール、ぴーちゃんねつなどの様々な媒体を活用しながら、情報を伝達しているところでもあります。

あわせて、避難に時間を要する方に対する支援が必要でありますことから、地域内の近助、共助を強化するために必要なコミュニケーションの深化を図るべく、各地区の自主防災協議会との密な連携にも努めているところであります。

今後のさらなる対策といたしましては、町からの避難情報の伝達と併せ、自らの判断で速やかに避難行動に移せるよう、必要なときに必要な情報を取れる新たなツールの提供に向けた準備を進め、自助、共助が発揮されやすい環境づくりに引き続き努めてまいります。

次に、水道料金についてであります。現時点における運営費圧縮のための取組といたしましては、漏水量を減少させ、浄水場、ポンプ場の稼働率を下げることによる使用電力、薬品注入量の削減に努めております。

また、水道事業に加え、令和6年度からは下水道事業が公営企業会計に移行しておりますので、水道、下水道両会計システムの一元化を図ることによる職員の負担軽減と業務の効率化を進め、人件費の圧縮が図られるよう検討をしているところであります。

しかしながら、ご案内のとおり、本町の水道施設は老朽化が進んでおり、今後施設の更新を行うためには多額の事業費が必要となりますことから、料金の改定につきましても検討せざるを得ないものと、このように考えております。

なお、小中学校の統廃合等については、教育長のほうから答弁を申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 褒岩教育長、答弁。

〔教育長 褒岩千裕君登壇〕

○教育長（褒岩千裕君） 初めに、小中学校の統廃合についてお答えいたします。

現在の状況ですが、令和6年度末に全校児童7人でありました釜津田小学校が岩泉小学校へ統合となり、令和7年度から小学校4校、中学校3校の計7校となっております。

小学校につきましては、複式学級の解消に努めてまいりましたが、今後の児童数減少の推移を見ますと、岩泉小学校以外は複式学級が増加する傾向にあります。この現状を踏まえ、地域や保護者の皆様との協議を重ねながら、これまでのように子供たちにとつ

て、よりよい教育環境となるよう検討を重ねてまいります。

また、中学校につきましては、各校とも単式学級が編成されておりますが、全ての学校に専門教科の教員が十分に配置されていない状況にあります。現在教科の免許を持たない免許外の先生が苦勞して指導しておりますが、先生方にも、生徒にとっても十分な体制とは言えません。

また、中学校になりますと、ある程度の集団での行動を育むことが必要であり、授業の中での熟議や体育、行事等での集団活動の重要性を学ぶことがポイントとなります。大きな集団による生活は、協調性の向上や異なる視点の理解、社会的スキルの育成など、子供たちにとって多くの学びを得る機会であると考えております。これらのことから、中学校の統廃合につきましては、集団活動の可否が一つの目安となってくるものと捉えております。

児童生徒数が減少する現実を考えますと、小中学校の統廃合は今後も避けては通れない課題であり、計画的な統廃合を推進するため、保護者や地域の皆様のご意見をお聞きしながら、慎重に対応していく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、子供たち一人一人が主体的に学び成長できる環境づくりを第一義に考え、子供たちにとって一番よい学習環境を整えてまいりますので、ご理解をお願いします。

次に、岩泉高等学校につきましては、議員ご案内のとおり、本町において欠くことのできない機関の一つとして位置づけており、これまでも町単独の補助事業の拡充を行うなど、特にも力を入れて支援を継続してまいりました。

さて、近隣市町村からの入学生を増やすための具体的取組についてであります。同校の特色であり強みでもある個別最適な指導による生徒一人一人に寄り添った学習環境の推進を一番に掲げて取り組んでおり、国公立や私立大学への多数の進学や、就職率19年連続100%等の実績につながっているものであります。また、老朽化が進んでいる高校寮の改修工事に取り組んでいただき、生徒の受入れ環境改善が図られたところでもあります。

町では、その学習環境と進路実現の実績等を積極的にアピールするため、近隣市町村の中学校を直接訪問するなど、機会あるごとに岩泉高等学校の魅力を発信し、選択して

もらえるよう勧誘に取り組んでまいりました。その結果として、令和7年度は田野畑村を含む町外から16人を迎えるに至り、合計で41人の入学生を確保することができたものであります。宮古地区からは新たに2つの中学校から3人ずつの受験もあり、魅力が浸透してきていると感じております。

また、県外から生徒を呼び込む取組として、令和6年度からいわて留学制度を活用し、県外の中학생に向け、入学志願につながるようPRを続けてまいりました。その取組内容としては、オンライン説明会に参加し、高校での活動の様子や町の魅力を紹介したほか、東京都内で開催される対面での説明会にも参加し、同校の特色等の情報発信を行いました。

このいわて留学においては、岩泉高等学校として4人の県外募集枠を設けており、順調に進んだ場合、単に入学者数が増えるだけでなく、県外からのフレッシュな価値観を導入できることにより、新たな交流や化学反応が生徒たちの成長のみならず、町民の方々にも新鮮な潤いを与えてくれるものと期待しております。

なお、より親しみやすく魅力ある情報発信の在り方が課題であると感じており、具体的には、同校生徒などによる分かりやすい情報発信が必要であると捉えております。このことから、令和7年度はオンライン説明会等へ生徒や若者の参加を促し、より有効的な勧誘活動に結びつけ、本事業における入学志願者の獲得に努めてまいりたいと存じます。

今後5年後、10年後以降を見据えた場合、町内の中学卒業生の数が20人台となる状況が想定される中で、町外、県外からの入学生の確保はますます重要となりますので、引き続き岩泉高等学校の存続に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 4番、再質問はありませんか。どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 2期目に何をするのかということをお伝えしようと思っ
て、多岐にわたる質問になっております。追加の質問の時間が足りないかもしれませんが、あらかじめご了承ください。

まず1つ目、町の持続可能性についてです。こちらにつきましては質問ではなくて、当局への要望ですので、回答は不要です。持続可能性については、町民への分かりやす

さが必要だというふうに思います。やっていることの羅列ではなくて、何を指すのかということ町民は知りたがっています。この点に今後ご留意いただければなという要望です。

2つ目です。人のつながりについてですが、取組内容は承知しました。各事業、様々一生懸命やっただけのことと併せて承知しております。その上で、結果の評価及びその対応策がどうかという観点で質問をします。

まず、有事についてですが、災害時ですけれども、危機管理課に伺います。避難行動要支援者の個別避難計画の策定状況をご教示ください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長、答弁。

○危機管理課長（佐々木 章君） お答えいたします。

個別避難計画の策定状況につきましては、自主避難ができない方が835人、そのうち計画策定済み224人ということで、作成率は26.8%となっております。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 策定が進まない事案は、支援者が少ない、もしくは同意が得られない、どちらの理由が多いですか、ご教示ください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） どちらが多いのかというご質問につきましては、統計は取っておらないのですけれども、ご質問のどちらも、この2つが策定が進んでいない理由ということで、支援する側がないということと、支援される側がつかなくてもよいですよ。例えば近くに息子、娘がいるからつくるまででもないとか、そういった声があります。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 具体的な進め方について質問をしてみたいと思います。

まず、行政区ごとに災害のリスクも要配慮者の数も異なる状況かなと思うのですけれども、それを整理した上で、要配慮者の避難行動計画を行政区ごとですとか要配慮要件、もしくはその程度ごとにターゲットを決めて、重点的に取り組んでいくということが必

要かなというふうに思っていますが、今後の進め方について所見を伺います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） お答えいたします。

策定が進んでいないという点も含めまして、私たち職員の中で検討をしました。やはり様々な理由があるのですけれども、ちょっと母体が大き過ぎると。本当に必要な人の策定を急ぐべきだということで、今年度早々集まりまして、まずは本当に策定が必要な人たちを絞り込もうと、そして作成率を上げていこうということで、今年度改善に取り組んでいるところでございます。

それから、ご質問の行政区ごとというのはおっしゃるとおりでございまして、災害リスクが少ないところの策定を進めても、あまり効果がないといえますか、やはり災害リスクが高いところの計画を進めていくことが重要であり、この計画が効果的、実効的に使われるものだというふうに考えておりますので、その点につきましては地区とか行政区をリストアップといえますか、チェックをかけまして、重点地域というものを絞り込んで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 例えば町内の三本松とかを想定しますと、災害のリスクは断水、停電等あるかもしれませんが、洪水になるとか土砂が襲うとかということはないのだと思いますので、重ねてのお話ですけれども、やはり行政区ごとの災害リスクを点検していただいて、必要なところ、リスクの高いところから最優先で取り組んでいただくということでお願いをします。

次に、要配慮者の避難行動計画、懸命にやっただけでいる中で、いろいろ困難があるという回答をいただきましたけれども、災害時に支援者になる方々というのがいらっしゃると思うのですけれども、民生児童委員さんですとか、消防団、自主防災協議会、集落支援員さんというのは起きてしまえば自主防に入ると思うのであれですけれども、防災士会ですとか、それぞれ地域の事業者、そういった方たちに行政区ごとの災害対応能力というのは、抱える災害のリスク、要配慮者、もしくはその計画策定状況とかというのを事前に共有することができれば、いざというときに速やかに連携、協働できていくのかなというふうに思うのですが、必要性について所見を回答ください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） そのとおりでございます、やはり平時において要配慮者の方たちの名簿を関係する方たちに分かっていただくことで、有事に活用されるというふうに思っております。

現在は様々な理由がありまして、同意が取られていないとかという理由がありまして、名簿を提供しておりませんが、まずは同意を得られた方などから提供、例えば民生児童委員、消防団の方たちに提供するなどしていききたいというふうに考えております。民生委員の方たちからも提供してほしいというお声は、もう数年前からいただいておりますので、まずはできるところからやっていきたいというふうに考えております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 次に、平時についての質問です。

健康推進課に伺います。行政区ごとに人口世帯数、高齢化率、要配慮者等、見守り、もしくはそれに準じる各課所管の事業ですとか地域活動を一元的に整理しますと、どの行政区のつながり、見守りが万全で、もしくは脆弱でという状況が把握できると考えますが、つながり、見守り、様々事業を取り組んでいるというご回答でしたけれども、その評価についての必要性について、所見をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

まず初めに、評価というところでございますが、なかなか評価はしづらいというのが本音でございます。といいますのは、平時での目的というのは、様々な目的がございます。当課といたしましても、ふだんからの人のつながり、コミュニケーションもそのとおりですが、高齢者の生活支援という目的もございます。その中で、いろいろな各教室の中で交流あるいは住民との近況報告を行う中で孤立感の解消とか、地域の連帯感をつくっていくような取組というのを主にしておりますので、そのこの有事の際へ結びつくようなところまでの評価というのはできていませんので、人のつながりを重視したところでの活動が中心になっているところでございます。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 有事につながるかどうかというのは、またちょっと別の話と思うのですが、平時のつながりを取って見たときに、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉みたいな領域で、様々な事業を取り組んでいらっしゃる。それは、健康推進課だけではなくて、町民課も取り組んでいらっしゃるというふうに認識していますけれども、そういったことを行政区ごとの取組内容を整理していったときに、どこで、例えば事業が必要ではないかといったようなことをするための評価が肝要かなというふうに思っているところですが、改めてお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） すみません。答弁の繰り返しになるかもしれませんが、評価はなかなか難しいところがございますので、いま一度、どのような形での連携できるかという部分では、先ほど議員がご提言された行政区ごとの地域資源の洗い出し等々から含めて再構築といいますか、地域での平時からのつながり、見守り、あるいは有事の際の行動連携等々を含めまして、町全体で見直すべき課題となるのかなと思っておりますので、前に進めていければなと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 町民課に伺います。

民生児童委員の配置状況ですとか、対象世帯数、事案を抱える相談件数というのを見たときに、行政区ごと、どの民生委員さんが逼迫しているか評価できると思いますが、実態はどうでしょうか、ご回答ください。

○議長（八重樫龍介君） 佐藤哲也町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） 民生委員の部分についてご回答申し上げます。

本町は、現在100行政区ございますが、民生委員の配置につきましては、定数を72人という定めとしております。この72人を基本としておりますのは、民生委員につきましては民生委員法という法律の中に、世帯数当たりの民生委員の配置の基準というものがございます。国としましては、そのような基準を市町村に示し、それを参考として配置の検討をしていただきたいということでございます。本町は、約4,000世帯でございますので、そういった部分で現在の定数72人を考えてみますと、国の基準に対しましては民生委員の配置は多い状況、超過しているという状況にございます。

その理由としましては、議員がご指摘のとおり、本町においては特にも高齢化ですとか、そういう状況が進んでおりますし、また岩泉、そして周辺の地区を比べましても、比較的岩泉地区は密集地域ではありますが、周辺に行きますと、やはり1人当たりの、議員がご指摘したように、地域における人口密度と申しますか、そういうのも非常に差があるというところがございます。そういったことから、単純に世帯数で割って配置を考えていくというのは、岩泉町の事情からすると、住民の皆さんに効果的な民生委員としての活動というのを届けることがなかなか難しいのかなというふうに考えております。

そのようなことから、民生委員の活動の状況を見てみますと、過疎が進んで人口減少が進む、高齢化が進む中においても、民生委員として対応している相談の件数ですとか対処の件数というものは横ばいで推移しているという状況もございます。

そういったところで、民生委員の関係は2か月に1回、岩泉地区は町民課、そして各地区においては支所が事務局となりまして、民生委員の皆様が集まっただきながら、地区地区の課題を吸い上げたり、相談をしたりという場を設けております。そういった中で、それぞれの民生委員さんが持ち場といいますか、管轄してもらっている区域の状況、そして世帯数の変更状況を踏まえて見直しを随時行い、それをもって評価をしているという形となっております。

それが評価と言われますと、そのような形で民生委員が過度に、平準化するようには努めているのですけれども、偏らない形、負担がかからない形での検証、評価をしているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 事業個々の内容ですとか、住民自治の程度をどう評価するのかというのは、健康推進課長からの答弁のとおり難しいのかなというふうに思っていますけれども、行政区ごとに、最低限どういった事業がなされているですとか、どういった取組があるといったことが整理できますと、昨年は政策推進課で地域振興協議会の推進員さんに集落支援員事業寄りの業務を進めるといったようなことをおやりになっていたかなというふうに思います。どの行政区で事業が圧倒的に足りないですとか、キーになる人がいないといった評価ができれば、ほかの事業との調整ができてくるのかなと。それは、例えば社協の地域福祉の事業とかですね。

既存の事業は、おっしゃるとおり、皆さん目いっぱいやられていると思いますが、調整代になる事業がないわけではないというふうにも思っています。こういったデータの整理ですとか、議論の積み上げがあれば、集落支援員さんに何をやってほしい、どの部落を重点でやってもらうという具体的な調整が地域振興協議会と政策推進課、もしくは町民課、健康推進課も交えてやっていけるのではないかなと思いますけれども、集落支援員事業所管の政策推進課に所見をお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今まで議論をいろいろさせていただいて、多岐にわたる分野で、皆さん支援をする側も支援される側もあります。その中で、全体としての話というのはあるのですが、個別の行政区があり、自治会があり、そういったところの積み上げというのはやはり必要かなと。それぞれがどういった状況で、どういった高齢者の方がいて、どういった支援ができるというところ、これを積み上げてくれば、全体としてもっとブラッシュアップして、効率的な支援であったり、つながりであったりということ是可以できると思いますので、これは地域振興協議会もそうですし、今健康推進課、町民課、危機管理課、様々ありましたが、横のつながりでもって、その辺を整理しながら積み上げてやっていきたいと思えます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） そのように進めていただくことをお願いします。

水道料金についてですが、上下水道課に伺います。世間では様々技術開発もされていると聞いていますが、情報収集ですとか、もしくは調査している内容があればお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

最近では、最新の技術と言われているものとして、人工衛星を利用した漏水調査というものがございまして、私のほうでも調査しております。ただ、現段階においては、費用であるとか、財源あるいは効果の面から、まだ時期尚早かなというふうに考えているところです。

そういうふうに考えるのは、この人工衛星による調査というのが、大体100メートル四

方のブロックごとに、このブロックは漏水が多いただろう、ここは少ないだろうというような判定をした上で、さらに地上のほうから調査をするというようなことで、かなりの手数もかかるし、最終的には結局同じような地上での調査というようなことに戻るといったようなこともございまして、当町ではまだこの導入は早いのかなど。

ただ、都市部については既に進んでやっておるようなところもございまして、そういったところは逐次状況調査なり確認しながら、もし導入可能なようであれば、また検討したいなというふうに考えております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 今年度、行財政改革に取り組むと伺っていますが、上下水道料金は対象に入っていますか。

○議長（八重樫龍介君） 山岸知成上下水道課長。

○上下水道課長（山岸知成君） お答えします。

2月の定例会の話なのですけれども、町長の施政方針演述の中でも、料金の適正化について検討するというふうに町長のほうから示しております。当課といたしましても、その方針に基づいて粛々と進めていくというようなことで考えております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 引き続き情報交換等させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

小中学校の統廃合についてです。こちらは要望です。確定した未来ですので、計画的に進めるということでしたが、そのとおりにお願いしたいなということと、本事業については、民意は、地域も重要ですが、お子さんとその保護者であるのだろうというふうに思います。そこはご留意いただきたいと思っております。

また、統廃合に当たっては、スクールバスの運行ですが、生徒の乗車時間の短縮にご留意いただきたいということで、併せて要望としておきます。

5つ目の岩泉高校ですが、今後生徒さん、答弁にもございましたけれども、今後のことを考えれば、例えば受入れ態勢をどう整備していくのかといったようなことを、県に工事をしていただいたりとか様々是正を図っていただいているようではございますけれども、中長期での目標値が必要かなというふうに思っておりますが、所見をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 小野寺一徳教育次長。

○教育次長（小野寺一徳君） それでは、お答えいたします。

岩泉高等学校の今後の入学生の目標となる考えという部分でございますが、その中でも、まず課題となります町外からの入学生の確保を目標という部分に考えてお答えしたいと思います。

先ほどの教育長答弁の中でも、7年度は町外から16人の入学生という結果をお伝えしたところでございますが、当面の目指す目標といたしましても、町外から同数程度の確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

今年度の町内中学校からの入学者の状況は、卒業生50人のうち25人が岩泉高校への入学でございました。率にすると、ちょうど50%となるところです。この先の3年間の町内卒業生は50人を少し超えたぐらいが続く見込みとなっております。地元高校入学者を半数以上と設定しますと25人以上となりますので、2学級を目指す41人以上の設定としますと、町外からの入学生の目標とする数値は、当面の3年間という部分で見ますと15人以上を一つの目安としているところでございます。

その後の町内卒業生の数につきましては、50人を下回っていくということが続くことが見えておりますので、地元高校への進学率の向上はもちろんのことでございますが、より一層、町外、そして県外からの入学者の増加する手だてを進めるように、岩泉高校さんとともに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 直近での目標値をお答えいただいたかと思えます。

答弁の中で、十数年後になれば、岩泉町のお子さんたちが劇的に1学年当たり減ってくる、その人たちが高校生になるという状況も来ますというふうにおっしゃっています。そこを見据えますと、すぐということではございませんけれども、現在の寄宿舎ですが、いろいろ課題があるというふうにごうっておりますけれども、町外の生徒さんの受入れ態勢、環境を整備しよういたしますと、取得といったことも選択肢に考えていかなければいけない局面もあるのではないかなと思うのですが、所見をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 小野寺一徳教育次長。

○教育次長（小野寺一徳君） お答えいたします。

岩泉高等学校の寄宿舎、学生寮についてのこととなりますが、現在岩泉高校では、遠距離であり自宅からの通学が支障となる学生のために、学生寮を設置しております。現在の利用率は、収容定員34人に対しまして25人が利用しており、73.5%ほどの利用率となっていると伺っております。

今後の町外からの受入れの拡大や、いわて留学での学生の増員等を考えてまいりますと、さらなる受入れ環境の充実、整備に向けた検討を進めていかなければならないことは必須項目であると考えております。

現在の学生寮が、いわて留学など町外からの受入れに対しての部分で課題となっている事柄としましては、週末土日などの寮の閉鎖の問題というか課題、そして男女別に分けたときの女子の収容定員が、部屋数が今後不足が予想されるという課題、また全体の施設としましても、男女ともに収容定員を超えてしまうという可能性も挙げられております。今後力を入れて取り組んでいこうと考えております町外、そして県外からの入学生の拡大を進めていく上でも、受入れの住環境の確保は最重要課題でありますので、議員ご提案の事柄の部分につきましても、その選択肢の一つと考えまして、あらゆる可能性の調査、検討を進めてまいりたいと考えております。

まず、当面の部分としましては、施設内の有効活用といいますか、男女の部屋の割当ての改良とか、そういう部分につきましても、岩泉高校さんと早急に協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 最後に、要望です。近隣市町村からお越しにいただいている方の中には、学力もあるかもしれませんが、集団生活の中で、小中高で持ち上がりの環境で過ごすのが難しい方もいらっしゃるというふうに伺っています。そういった方が来ていただいて、楽しく学生生活を過ごしていただいているわけです。魅力アピールという中には、そこは書いていませんでしたけれども、やっぱり岩泉町の生徒さんの持つ、学校の持つ懐の広さみたいなことは、言い方を間違えると個人が特定されたりということはあるかもしれませんが、念頭に進めていただきたいというふうに思います。

あわせまして、その魅力というのは、教育委員会がやればよいということではなくて、町の魅力発信というのは政策推進課行政情報室が中心となって、町政運営に取り組むお並びの各課の課長さんたちとの共同で町の魅力を発信していくというシティプロモーションがその後押しになるのだろうというふうに思いますので、改めてその推進も要望をしておきます。

質問した内容を踏まえまして、改めてお伺いします。岩泉町は危機的状況にあるというふうに思っていますが、この難局を乗り越えるために、町長はワンチームということを訴えてこられたのかなというふうに思っています。ただ、質問を振り返ってみますと、人のつながりのところでは、各課の事業は懸命にやられてはいるけれども、横串というのは、これから刺していくということだったかと思えますし、上下水道課の回答も、水道料金というのは、本来的には上下水道課だけではなくて、これからのまちづくりをどうするのかということが事の本質であろうというふうに思っています。

岩泉高校さんの分も、いろんな方の後押し、各課の後押しが必要だということで、ワンチームにまず庁舎内がなっていかなければいけないのではないかなと。それができるのは、町長のリーダーシップのほかにはないというふうに思っていますが、任期も、残り時間もありませんけれども、今後まず庁舎内をワンチームにまとめていくということを期待しますが、その意気込みですとか思いを教えてください。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。

○町長（中居健一君） まさにおっしゃるとおりであると私も思っております。私は持続可能なまちづくりを創造していきたいということで、2期目の町長選挙も挑戦をさせていただいてきたわけであります。

その一つの象徴といたしまして、町のていをなすためには、やはり岩泉高等学校をきちんと存続をする、そして魅力を高める。基本的に町内の子供さんが岩泉高等学校に進学をする、これを第一義的に取り組みたいということで、お金の話になって恐縮であります。約4,000万円程度、毎年岩泉高等学校には支援をしながら、これは大事な高等学校だと、みんなで守っていきましょうと。

それから、岩泉病院であります。この問題についても、様々なご意見を皆さんからもらってきたわけでありますが、これも持続可能なまちづくりの一つの象徴であるわけで

す。健康で安全で安心して暮らすためには、やはり町民の皆さんの健康が大事であるということで、これまでいろいろ水面下で私も動いてまいりましたが、今回新たな院長先生をお迎えすることができたということで、これから徐々に、そういう病院の機能に加えながら、現場にも先生方からも出向いてもらって、町民の皆さんに健康の大切さを訴えていただきたいと、そういうことも今連携しながらやっているわけであります。

これは振り返ってみますと、前段の話であります、これだけ人口減少が進んでくる。ただ、この問題は本町のみならず、日本として、国家として、どうこれから国家を守って育てるかという大きな課題でもあるわけでありますから、やはりこれは国のリーダーシップにも私は期待をしているわけであります。

先ほども申しあげました過疎対策、この50年間やってきた中でもなかなか、地方はどんどん、どんどん減っていく。そしてまた、国においては地方創生の問題も打ち上げた、こども家庭庁を打ち上げて、いろんなことをやっているのですが、いまだ地方はこのように厳しい現状にあるわけでありますが、そういう中でも町として一つ一つ町民の皆さんと丁寧な議論をしながら、町民の皆さんの要望を踏まえ、そしてまた議会の皆さんの要望を聞きながら、ワンチームになって、少しでも一歩でも前に進む、そして町民の皆さんが安全、安心で、そういう中で暮らせるような環境をつくる。これは、一朝一夕に人口を急に増やすというような、具体的な処方箋や対症療法というのはなかなか見いだせないわけでありますから、私は町民の皆さんと苦しみながらも、そういう課題について真摯にお互いに語り合いながら一歩一歩前に進む、これしかない、という思いであります。

そういう意味で、今日は非常にいいご提言も賜りましたので、しっかりと私もそれを胸に刻みながら、共に一緒になって、この町の未来に向かって存続するような形で、なお一層取り組んでまいりたい、そんな思いでございますので、深いご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） これで4番、千葉泰彦議員の質問を終わります。

次に、8番、畠山和英議員、どうぞ。

〔8番 畠山和英君登壇〕

○8番（畠山和英君） 8番、畠山和英です。令和7年第2回岩泉町議会定例会に当たり、

今後の町政運営の一端について一般質問を行います。

このたびの岩泉町議会議員一般選挙において、良識ある有権者の皆様から審判をいただき、三たび町政に参画させていただくこととなりました。町議選後、最初の議会定例会に当たり、改めて将来のまちづくりや山積する町政課題の多さと重責に身が引き締まる思いであります。この認識の下、町を思い、町民の思いにはせながら議員活動を進めていく覚悟であります。これからも先輩、同僚議員の切なるご鞭撻をお願い申し上げます。今任期最初の一般質問に登壇させていただきます。

さて、時代は昭和から平成、令和へと移り、社会経済構造は右肩上がりから右肩下がりへと転換していく中であって、町内各地を回ってみますと、人口減少とともに地域社会は年々縮小していく感がします。空き家が多くなり、お店、事業所は少なくなり、商工業、農林水産業は疲弊し、地域産業は停滞してきています。

しかしながら、このまま座して待つのみではなく、過疎地域の大きな課題である働く場の確保を図るなどして、町を元気づけていかなければなりません。今回は、企業等誘致活動の取組と建設業者の事業存続、併せてIP告知システムぴーちゃんねっとの運用廃止についてを取り上げ、質問を行います。

1点目は、企業等誘致等活動の取組についてであります。本町では、雇用の場の確保を図る観点から、これまでの企業誘致活動の努力の積み重ねにより、既に撤退、廃業した企業はありますが、令和6年度末現在で立地企業は9社で363人の従業員が働いているとお聞きしています。第三セクター、中小企業、小規模事業者等の地場企業とともに、地域の雇用、経済活動に大きく貢献しています。この誘致した企業の安定した操業のため、フォローアップが必要と考えますが、現在どのように行っているかお尋ねします。

また近年、際立った立地が見えない中で、企業誘致は市町村間の競争でもあり、簡単には進まないことは了知していますが、動かなければ何も起こりません。誘致懇談会、企業アンケートの実施、企業訪問など誘致活動を強力に推し進めるべきであります。今後町はどのように企業等誘致活動を取り進めるお考えか伺います。

2点目は、建設業者の事業存続についてであります。思い起こせば、本町は東日本大震災、平成28年台風第10号豪雨災害と大きな災禍に見舞われました。この際の建設業者や関係者の努力により、災害復旧事業は本年県の河川事業の完成をもって完了する運び

となっています。大規模な自然災害を経験し、いかに建設業者の存在が大切かと思われ知らされたところでもあります。ここに来て建設バブルから一転、建設不況へと陥らなければと関係者からは心配する声があります。

建設業者の役割は、通常工事のみならず、頻繁に起こる災害への備え、冬期間の除雪作業など多岐にわたり、町民生活に密接な関わりがあります。町内建設業者の事業継続が立ち行かなくならないように、町発注工事の確保はもとより、本町における県事業の導入を図るとともに、ウインドファーム事業等民間の事業の促進などなど、災害時の予算規模とはいかないまでも、一定の事業費の確保を図らなければなりません。本町における建設投資額の確保策について、町長のご所見を伺います。

次に、IP告知システムぴーちゃんねっとの運用廃止について伺います。昨年12月6日に開催された町議会全員協議会で、現在情報伝達システムとして運用しているIP告知システムは本年3月で運用10年が経過し、端末の更新時期を迎え、更新には10億円を超える多額の事業費が見込まれることから、今後3年程度継続運用し廃止するとの説明がありました。

このIP告知システムは、住民間の無料電話として活用され、町からの行政情報、防災伝達手段として運用されています。特に高齢者等、住民間の通信手段として広く普及定着し、使用されています。更新時にお金がかかることは、このシステムの整備計画、運用開始時点では既に分かって始めたことと思います。多額の費用がかかるので廃止するとは、あまりにも短絡的としか言いようがありません。この3年間の移行期間中に、高齢者が使える代替りのスマートフォン等端末のサポート体制を充実することですが、IP告知システムに代わる端末システムができるように対処すべきです。この方向性について町の考え方を伺います。

最後に、町役場が目指す組織像と町職員が目指す職員像について伺います。組織を支えるのは人材です。町政運営を担うのは、その職員であります。町長が掲げる町民との約束を実現し、町の将来像や未来づくりプランで掲げる諸施策を実現するのは、その組織、職員にかかっています。その意味では、町職員は重要な役割を担っていますし、期待されています。今回取り上げた質問事項についても、実現するかしないかを含めて、組織、職員のやる気に負うところが大きいと思います。

2024年岩泉町職員採用情報誌を拝見しました。その中に、町の求める職員像が載っていました。町では目指す組織像、職員像はどのように捉えているのか、その実現に向けてどのように取り組んでいるのか伺います。

以上で本席からの質問は終わります。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 8番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、誘致企業へのフォローアップについてであります。各企業への個別訪問や定期的な従業員数の調査などを通じて、誘致企業各社の動向把握に努めているほか、岩泉町企業誘致推進委員会による誘致企業間の情報交換の場を設けるなど、継続的な相互の情報共有に努めているところであります。

企業の誘致活動につきましては、県の企業誘致推進委員会などを通じて、最新の誘致情報を収集するなど、県や関係団体等と連携を密にし、企業誘致に向けた情報収集を行っております。

企業の誘致に当たっては、社会経済情勢の動向や本町の地域特性を踏まえた施策を展開していくことが極めて重要でありますので、最新の情報収集に努めるとともに、関連する企業訪問も積極的に進めながら、引き続き県や関係団体等とも連携をし、働く場の確保に向け、誘致活動に取り組んでまいります。

次に、建設業者の事業の存続についてであります。議員ご指摘のとおり、町内建設業者の果たす役割は多岐にわたっており、特にも冬期間の除雪作業や自然災害など有事の際には、初動の道路啓開作業や災害復旧工事への迅速な対応など、まさに町民の安全、安心な暮らしを守る上で欠くことのできない重要な役割を担っていただいております。

このことから、町内建設業者が事業を安定的に継続をしていただけるよう方策を講ずる必要がありますが、平成28年台風第10号豪雨災害の復旧工事完了後は、公共事業の縮減は必至であるものと、このように認識をしております。

建設投資額の確保につきましては、これまでもプライマリーバランスを堅持しながら、できる限りの予算を措置してきたところでありますが、今後におきましても国や県に積極的に要望等で働きかけを行っていきながら、財源の確保に努めてまいりたいと考えて

おります。

また、公共インフラの経年劣化への対策も必要であります。国の国土強靱化によるインフラ老朽化対策などの動向も注視をしながら、緊急性、優先度、安全性を見極め、計画的な施設の更新、長寿命化を進めるほか、国県道の整備促進なども強力に要望をしながら、町内建設業者への工事発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、I P告知システムぴーちゃんねつの運用廃止についてであります。現在運用中のI P告知システムは、平成24年度から26年度を事業年度として、町内全域への高速通信網と併せて整備を行ってきたものであります。現在、当該事業で整備をした高速通信網は、主にI P告知システム、ケーブルテレビ、インターネット接続の3つのサービスで利用をされております。

I P告知システムの今後の取扱い方針につきましては、議員ご案内のとおり約10年にわたって町民の皆様幅広く利用されてきたシステムでありますことから、あらゆる角度から検討を重ねてきたところでもあります。

その中でも、ぴーちゃんねつの無料電話機能につきましては、特にも高齢者の皆様から継続利用の要望があることは十分私も承知をしておりますが、この10年間におけるスマートフォンの加速度的な普及とともに、民間の情報伝達サービスにおいても、自治体からの情報発信を中心とした新たなサービスの開発と提供が現在進んでいる状況にもあるわけであります。

これまで告知端末の設置場所でしか受け取ることができなかった情報が、いつでもどこでもスマートフォンで受け取れる環境が整ってきたこと、またラインアプリを活用することで無料通話サービスの利用も可能であることから、現行のI P告知システムにつきましては、今後3年程度の継続運用を経て廃止をする方針を決定したところであります。

システムの移行に当たりましては、町民の皆様が、町からの情報を時間や場所を問わずに受け取ることができることがまさに重要でありますことから、今後その対応を検討するに当たっては、スマートフォンをお持ちでない方を把握するための調査を実施していきたいと考えておりますが、調査の対象が町内全世帯になることから、調査方法につきましては現在検討中であります。

これまでなれ親しんだシステムからの大きな移行でありますので、様々な課題もあろうかと存じますが、多様な観点から検討、調査を重ね、デジタル機器の取扱いに不慣れな皆様にも使いやすく、情報を受け取りやすいシステムに移行をしてみたいと考えているところであります。

最後に、町が目指す組織像、職員像とその実現に向けた取組についてであります。まず、町が目指す組織の在り方についてであります。平成28年台風10号豪雨災害の復旧復興を経た本町におきまして、少子高齢化に伴う福祉ニーズの多角化、デジタル社会への対応、SDGsの取組、さらには頻発する局地的な自然災害の発生など、社会経済情勢の目まぐるしい変化に伴い、複雑、多様化するあらゆる行政課題に対し、柔軟に対応できる組織であることが求められます。

これまで危機管理課の新設をはじめ、環境エネルギー室の設置など、行政需要に的確に対応すべく、組織の見直しに取り組んできたところであります。今後におきましても、尽きることのない課題や環境の変化に順応できる組織体制について、適時適切に対応をしてみたいと思います。

次に、町が目指すべき職員像についてであります。本年3月に、これまでの人材育成基本方針を改定し、町人材育成・確保基本方針を新たに策定をしたところであります。この中で目指す職員像として、町民目線で考え、町民ニーズを的確に把握をし、行動できる職員、高い倫理観、使命感を持って職務を遂行する職員、創造性と柔軟な発想を持って課題解決に取り組める職員、組織の一員としての自覚を持ち、チームワークを重視する職員、そしてまた心身のバランスを保ちながら職務を遂行できる職員をこれから育てたいということで、こういうものを掲げてきたところであります。

この実現に向け、職員自ら能力開発を行っていただき、着実にステップアップしていくことができるよう、人事評価制度等についての活用運用も併せて進めてみたいと、このように考えております。

また、職員研修を通じて、DX、SDGs、心理的安全性など、これまでにない考え方を学び、町民のウェルビーイング向上のため、時代に即した能力開発に努めてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、町民の皆様をしっかりとサポートできるよう、時代の変化

を的確に捉え、常に改善、改革の意識を持ち、課題解決に向けて前向きに取り組む職員の育成にさらに努めていきたいと、このように考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、再質問はありませんか。8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 何点か確認を含めて再質問をさせていただきます。

4月に町議選の選挙がありました。そうした中で、有権者からは、働く場の確保とか、あと子ども・子育て、教育とか、あと道路の関係とか、生活に密着した問題、身近な問題の声が数多く寄せられました。

先ほど質問で触れましたけれども、町の大きな課題、就労機会、働く場の確保であります仕事づくりが求められています。地域の雇用、経済を支える職業と申しましうか、工業の、産業の発展を図っていかねばならないわけであります。

そこで、今回の一般質問では、古くからの課題ではありますがけれども、就労場の確保、仕事づくりを図る観点から、先ほど質問しました1つ目は、製造業が一番雇用の場では700人、800人弱の人数、従業員がいるのですけれども、その半数を占める誘致企業、この企業の活動の取組と、それから500人を超える建設業者の従業員、これも多くいるのですが、この事業存続について取り上げて質問をしたところであります。

まず最初に、企業誘致活動について再質問します。ご答弁ですと、各企業の個別訪問をやっているということでありました。その相談、情報交換等を得るためにも、これは大事なことでありますし、それでまずこの状況をどのようにやって、最近の状況はどうか、それについてお答えしていただければなと思います。お願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 誘致企業は9社ございます。我々のほうでも意見交換をしましたり、訪問をしていろいろ情報交換したりしております。

その中で、最近ですとツインスターテクノロジーさんのほうは改修とか、水回りでちょっと壊れて困っているという話もあって、そういうのに対応したり、あとは竹下水産さんのほうでも新しい事業に取り組みたいということで、ではそういったのを協力してまいりましょうというような話もあります。

あと、特にも岩手アライさん、こちらのほうは事業拡大の話もちよっとありまして、町有地があるのですけれども、その売却についても今交渉をいろいろ進めているところで、これはいい話ではあるかと思えます。

一方、事業の中では、例えばフォーエバーさんのようなところでも、事業がやはり中国等の影響で、若干そういった不安要素もあるという話もあります。最近ですと関税問題が様々ありますので、自動車産業が我々のところは多いですので、こういったところも密に情報交換をさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） やっぱり行って会って情報交換をして、今の地域の経済、会えば事業家の方々でありますので、地域経済あるいは国内、あるいは今はもう関税の関係含めて世界的な経済の動向なども分かるのかなと思えます。

そうした中で、今出ました岩手アライの拡張の話もあるやにお聞きしましたけれども、かつてあそこが荒井製作所グループのマザー工場として岩手アライがなるときに、大きく改造しました。拡張して、今があります。というふうなことで、そこについてやっぱり情報を得て、会うことによっていろんなことが分かってくるかと思えますが、それについていい話ですので、進めていただければと思います。進めるというか、よろしく願いいたします。

その反面、今出ましたが、企業によっては、見ますと従業員がどんどん減って厳しいように見えるところもあるのですが、でも行って会ってやっていくことによって、町が民間の経済活動にやれることは限度があるのですけれども、それは把握して、やれることはやっていっていただきたいと思えます。すみません、ちょっと長くなりました。

それで、企業誘致活動、前に、令和6年1月、1年ちょっと前ですが、私これを質問しましたが、校舎等遊休施設を使って、今いっぱい校舎がありますので、利活用する希望者をターゲットに誘致活動をしますというご答弁もしておりました。それも1年ちょっと今経過しているわけですが、それらの動いている状況について、お答えしていただければなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 誘致企業につきましては、新しく建てるというのがあるのですけれども、当町では統廃合が進んだ旧校舎、これが結構ございます。そちらのほうに誘致をしていくというのも並行して取り組んでおりまして、今現在進んでいるとか、まだこれからというところもございますけれども、例えば高級家具を生産したいというようなメーカーからのお話もあって、それも廃校舎を活用できるのではないかなということが進んでおるものがございます。

それから、前からお話ししておりますが、通信制高校、こちらのほうの特区申請を今進めておりまして、こちらのほうが整えば、これが誘致できるかと思っております。

それから、海のほうに行きますと、今エビの養殖、これを実は視察も含め、いろいろ話、相談をしております、こういったのも廃校舎を有効に活用できる可能性があるというように見込んでおりまして、こういうのも今進めております。

こういったふうに、メーカーさん、企業さんから来るのもございますし、我々のほうからいろいろアピールして取り組んでいるものもございますので、できるだけこういうのも雇用の場として鋭意進めてまいりたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 森林の町ですから、純木家具がああいう状況にもなりました。その中で代わる木材を使った家具等々の事業所、企業が来ればなども、そんな思いがしております。

それでは次に、企業誘致活動でもう一つ、工場用地というか、適地というか、これも前にもお聞きしましたが、宮古、山田、あと盛岡でも場所を確保して、精力的に今誘致に動いています。そうした中で、岩泉を見ますと、中里の前工場用地として取得して、今砂利のプラントを造ってやっていたのですが、その場所の、あそこの会社はもう終わりですか。会社は撤退するというか、もう事業は終わりかなと聞いています。その状況はどうなのですか。お伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 中里地区にあります町有地になります。小野新建設の生コンプラントがあって、旧道があったのですけれども、あの道路を川側にバイパスで切り替えまして、それから内側のところが全部町有地で、現状でいいますと、河川改修

等で出た土砂をあそこのプラントで再利用、洗って分別して砂にして販売するというような形で今進んでおります。

県の河川改修事業が今年度で完了ということになりまして、もうそういった材料が出ないということで、あそこのプラントについては今年度終了という見込みで、今進めております。機械の解体のほうを今進めておりますが、あそこに砂の大きい山、売却する砂の山がありまして、あれを全部はくまでには、まだちょっと時間かかると思いますが、一応町としては、あの全部の町有地を1年更新で貸付けをしているというような状況でございますので、今後も企業とお話をしながら、どこで本当にあそこが終了になるかというところまではお貸しする予定でございますが、それが終われば、全部あとは町有地になって戻ってくると。

あわせて、あそこのところの土地が前は低かったのですが、岩泉土木センターさんの協力も得まして、今造成を進めております。新しくできた道路と同じ高さにして、全部を整地して完了するという見通しで、併せてまた河川区域だったのですが、道路ができたことによって、道路から内側は全部河川区域から外れました。ということで、今度は活用が自由にできるというような状況になっております。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） すみません、確認ですが、今のプラント会社というか、プラント工場は、今年度いっぱいまだいるのですか、まだやるのですか。そこを正確にお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現状では今年度いっぱい機械を撤去して、事務所も撤去するということになっておりますが、売却する砂の山だけが、もしかすれば年度を越えてになるかなというような状況でございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） かなりの広い面積でありますし、いろんなもろもろの河川区域も外れましたということで、まさに工場適地、最適な場所でもあるなと思いますが、岩泉町の数少ない平場でもありますけれども、できれば産業振興、工業振興に資するものに

使えればなどと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） あその土地が約7町歩以上あったかと思うのですが、ああいった平場が国道に隣接しているところというのはございません。やはり今三陸沿岸道路ができて、小本から乙茂の道の駅であったり龍泉洞であったりの中間地点として、かなりいい土地だと思っております。

これは工場、今プラントがありますので、それにこれまで活用してきたわけですが、これが更地になりましたらば、今情報収集をしながら、あそこが働ける場であったり、定住に資するものであったり、様々な活用方法があると思いますので、これについては方針を定めながら、いろいろご協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） それでは次に、建設業者の事業存続に移ります。

まず、若干この数値等聞きますけれども、全体の業者数と、あと近年の推移、あまり減っていないかな。あとは、等級別というか、格付別の業者数等について伺います。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） まずは、現在の登録業者数ですけれども、今現在は工事のほうは町内が27者、県内が322、県外124、トータルで473の工事業業者になっています。工事関係のみでよろしいでしょうか。等級のほうですけれども、こちらのほうは土木のほうで16者、これはABCございますが、数も細かいほうがよろしいでしょうか。

〔「町内だけ」と言う人あり〕

○総務課長（三上義重君） 町内の資格者の名簿で、業者の等級のほう、町内分になりますけれども、土木のAは4者、土木Bは5者、土木のCは7者で16者になります。建築のほうは、Aはありません。建築Bが3者、建築Cが10者で13者になります。

ちなみに、電気のAが1、電気のBが1で電気は2者です。そのほか管、舗装等もございますが、主なところはそのような状況になります。

推移ですけれども、やはり年度で波はありますが、ある程度、土木のA級のところは大きい金額が発注されますので、そちらのところは2億円なり1億円のところで、4年、

5年、6年度は推移してございます。大体それが年度の3割、2割のところを占めています。

土木のBのほうが大体4,000万円から6,000万円ぐらいのところでは推移ということで、そちらは大体7%ぐらいで、土木のC級が、これは8,000万円から9,000万円ぐらいのところでは……。

〔「C」と言う人あり〕

○総務課長（三上義重君） 土木のCのところでは。4年度、5年度、6年度で8,000万円から7,000万円のところで金額推移しています。大体これが12%から15%というような状況でございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） ありがとうございます。

それで、建設投資額の確保なのではけれども、1つは質問していましたが、本町の事業に県事業をいかにして導入するかと。やるところが道路、砂防、治山、いっぱいあるわけですので、それをどうして確保するかだと思います。今もやっているわけですが。

そして、今言われているのが国土強靱化実施中期計画、加速化計画が今年度までです。来年度から国では5か年計画で20兆円とか活字が躍って新聞報道等がされていますけれども、これを確保するためにやっぱり働きかけをしていかななくてはならないなと思うのですが、この事業導入、国道340号、あるいは県道の整備に向けて事業を導入するために働きかけて、これを事業化に、あるいは事業の採択に向けていかなければならないと思いますけれども、これについてのお考えを、取組をお尋ねします。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉理君） 道路整備につきましては、国県道はじめ町道も含めて、まだまだ整備必要な箇所がございます。それぞれ関係する道路につきましては、同盟会等を組織して、町内であれば、例えば住民大会で県のほうに声を届けたりというふうな様々な取組をしております。

いずれにいたしましても、町としても同盟会と一体になりまして、県のほうに働きかけて、県のほうでも当然財源がなくてはならないというふうなことを常々お話ししておりますので、少しでもそういった形で道路事業の予算を獲得するために、あらゆる角度、

多方面で努力はしていきたいなというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） よろしく申し上げます。我々も一緒になってやりますので、よろしく願いをいたします。

それでは次に、町の事業の建設投資でありますけれども、先ほど聞いたのはABCの格付があって、小さい業者もありますので、それを考慮した予算等も確保してもらいたいというのがあるわけでありまして、町民が望んでいるのも、大体は道路の側溝とか、あるいはその補修とか維持、小工事が多いわけでありまして。それに答える意味で、また建設業者の事業を進める意味でも、この予算の確保、事業費の確保をいずれお願いしたいなと思うわけでありまして、予算書を4年度から見てみました。やっぱり定額で減っているのです。林道、道路、あるいは河川等の維持、小工事は減ってしまっていて、何とかこれは予算を維持、確保しながら、これをやっていただきたいなと思っておりますが、これについて担当課は予算要求して確保して、これが進むようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 農道をはじめ町道関係の道路維持費、それから河川のほうの維持費ということで、若干ここ一、二年、多少前年度対比にしますと目減りはしておりますけれども、道路のほうは農道から町道のほうまで合わせまして例年5,000万円程度の予算を確保しております、林道も含めまして。そのほかに河川のほうが700万円から800万円程度、維持費ということで予算獲得しております。

多少の目減りは、先ほど説明したとおりでございますけれども、ここ5年程度はこのぐらいの額で常に推移をしておりますし、これのベースに発注をした件数も、小工事は大体年間50件程度は契約をしております。これにつきましては、地域の様々なご要望があります。やはり大きい工事というものではなくて、ちょっとしたところで補修が欲しいですとか、そういったものがありますので、この辺につきましては、きめ細やかに対応していくように、担当課とすれば継続的な予算を獲得していきたいなというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） よろしくお願いをします。

それからもう一つ、橋梁とか生活道の補助制度ありますが、これは結構要望もあるようでありまして、今は審査会やって結構外れるところもあるのです。その審査会は、やっぱり予算の関係もあるかもしれませんが、できるだけ必要性があるところについては、もしここも必要だなというところがあれば補正でつけるとか含めて、全部それを足せという意味ではないのですが、そういう考慮も必要ではないかなと思いますが、これについてはいかがですか。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） お答えします。

生活道につきましては見直しをして、審査会形式にということで改めて、予算の範囲内で交付できるものということで採択をしている状況でございます。

補正のお話を度々されるケースもございますが、基本的には当初予算の範囲でというふうなものを大原則にしながらも、どうしても被害、災害等が年度で毎年、ここ3年続いておりますので、そういった部分に関しては本復旧までの間にいろんな策を講じたりというふうなこともやっておりますので、その辺はまずそういった緊急性が認められるものにつきましては、改めて補正なりということでお認めいただくような形で執行というふうなものも、ある意味念頭に置きながらというふうなことで進めていきたいなと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 前向きな力強いご答弁いただきました。ありがとうございます。

それで、今度3つ、県の事業も導入して、建設投資額を確保すると。あと町の予算はそのとおりですが、もう一つ、民間事業者の事業導入促進というのも質問で触れておりましたけれども、これのご答弁はないのです。これについて、今ウインドファームとか、いろいろな事業等もあるかと思いますが、もし分かる範囲でお答えしていただけるものがあれば答弁していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 公共事業等の今いろいろ答弁させていただきましたが、民間事業としましては、建築であれば、民間の方の建築事業というのは、これはあるか

と思います。

それで、今議員のほうからもございました大きい事業ですと、再生可能エネルギーの風力発電事業、こちらのほうが、例えばこれまで平成28年の台風10号以来9年間あるのですが、この中で小本川、安家川、この大規模な河川改修事業が上流、下流ずっとやられました、これで400億円になっております。今度行われる釜津田のほうの風力発電事業については、1,000億円を超える規模になっております。こういった規模の事業が日本一の規模になりますので、こういうものが岩泉町に投資される。こういったものには、先ほどの建設事業者の存続、事業の継続というところを考えれば、ぜひどんどん参入していただきたいと思っております。

我々のほうでも、有芸のほうの風力発電もそうですし、今度行われる風力発電もそうですし、今11か所ぐらい小水力発電も調査に動いております。こういったものにも町内の建設業者が参入できる部分がたくさんありますので、我々も後押しをして、ぜひどんどん入っていただきたいと。公共事業が少し目減りしていく分については、こういった大規模な民間事業のほうにも参入できるように、技術力をアップしながらやっていただきたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） ウインドファームの事業、有芸も今やっていますし、今度、今から釜津田があるわけでありましてけれども、すごい事業費でありますけれども、有芸は既に工事はやっていますけれども、町内の業者もそこで何者か入ってやっておりますでしょうか。ゼネコンが元請でやっている、準ゼネコンとかがやっているかと思っておりますけれども、それについてももしお分かりでしたら、お答えしていただければと思います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今工事着手しております有芸の工事についても、町内建設事業者さんが、のり面工事でありますとか、土工事、あとコンクリート関係の構造物工事、こういったものにもう既に参入していただいてやっております。

あと大規模にコンクリートを使うもので、そういった資材についても町内事業者さんが入っておりますし、もっと経済波及効果で言いますと、例えば細かいところ言えば、町内の商店のほうから弁当を毎日取っていただいておりますので、そういったものである

とか、事務所の清掃でありますとか、そういった細かいのも含めれば、かなり経済波及効果としてはあるのかなと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） では次に、ぴーちゃんねっとの運用廃止に移ります。

答弁していただいたとおりかと思いますが、この移行の方法、具体的には現時点ではスマートフォンに替えるということですが、これもう少し説明できる範囲でいいですが、具体的に説明していただければと思いますが、お願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ぴーちゃんねっについてでございますが、方針として、あと3年をもってぴーちゃんねっの今のこういった機器でのやり方というのは廃止をするという方針で今進めておまして、せんだつても各振興協議会の総会に当たっては、私のほうで説明を皆さんのほうにもさせていただいて、これから3年の期間を経て移行するわけですが、この間にいろいろ説明を詳しく皆さんには浸透できるようにしていきたいと思っております。

機械につきましては、スマートフォンがこの10年でかなり浸透してきておまして、ただお持ちでない方もやはりいらっしゃると思います。できればこれから詳細に実際のデータとしてどのくらいお持ちでないのかというのを把握しながら、お持ちでない方には情報伝達の手段として機器をお貸しするという方法、これは野田村もそういった方法を取ったようですけれども、そういった方法ができるのではないかなと、今の状況では考えております。

今お使いの方々については、ラインでの情報配信、これを既に始めておりますので、そういった町の公式ラインの登録をしていただきながらやっていただくと。そのラインを使えば、町内の方々同士では無料で通話ができますので、こういったところもフォローできるのではないかなと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） スケジュール的には3年間でということですが、スマートフォンでもいろいろある、新たにつくるのかどうか分からないのですけれども、もう早め決めて、それをみんなに使うというか、そっちのほうに移ったほうがいいかなと思

うのですが、このアンケートで現状を把握するというのがまず大事かとは思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） そのとおり、やはり早めに動き出したいと思っております。3年後には、もう既に皆さんが使われて、そういうふうな形ですぐにスムーズに移行できるような形でやりたいと思っておりますので、方針を早めに出しながら、例えばお貸しするのがタブレットなのかスマホなのか、この辺も含め、組立てをしていきたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 最後に、組織像、職員像についてであります。これまでも節目節目で期待する職員像というか、あるべき姿について一般質問等でも取り上げてきました。その都度答弁いただいております。

そこで今回は、方針を改定するというか、新たにつくって、これで進めるというご答弁でありました。今5つの柱でやりますというご答弁でありましたが、私が考える期待する職員像といえば、町民の中に入って、そして地域の課題を見つけ、町民とともに考えて、その解決に向け、積極的に行動する職員であってほしいなと思うのです。優秀な方々ばかりでありますから、できる。いずれ町民、住民に会ってやってほしいなと思います。

いろんな部署がありまして、例えば畜産、酪農担当とかいろんな部署があって、その担当になって仕事をするかと思うわけですが、酪農なら酪農、そして行ったら、まずは酪農家のうまやにも全然入ったことなく、酪農行政、畜産行政をやるということではやっぱり私は駄目だなと思いますし、みんなやっているかと思いますが、例えばあとは企業誘致についても、誘致企業あるいはそういうところについては会社の社長をはじめ幹部、あるいは職員全員ではなくても幹部の人とはいつでも話ができる状況に持っていくと。信頼を得られるようなところまで何回も行ってやることかなと思って、そしてできればその部署にいた以上は、担当した以上は、私がここにいる以上は1社は誘致をするという、その担当あるいは課長含めてやるというふうな情熱というか、気概を持ってやってもらえればと。これは望む職員像でありますけれども、期待しているの

ですが、そんなことを思ったりしております。

そういう職員は育つのでしょうかけれども、ぜひそのようにこの組織の中でもやっていただければなと思いますが、今を含めて、最後に人事担当課長の総務課長からご答弁をいただいて終わります。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 議員からお話がありましたとおり、答弁にもありますが、そのとおり町民目線で本当に町民の皆様の声聞きながら職員には地域に入って行っていただきたいということで、職員のほうも各種イベントがあれば地元の住民として協力等もしてございますし、私どものほうでも各職員は地域に入って頑張っていきたい。先ほど話がありました、例えば酪農担当になれば、そういった酪農部分のところに入って勉強しながら、皆さんのために役立ちたいという気持ちで取り組んでいるものと思っておりますので、また我々が活動する中で、議員から見てもそういった足りないのではないかなというのがあれば、その都度アドバイスいただければ、我々も町民の皆さんのために、主役は町民の皆様と考えておりますので、ぜひアドバイス、ご指導、ご鞭撻いただきながら、よりよい町をつくるようにサポートしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（畠山和英君） ありがとうございます。終わります。

○議長（八重樫龍介君） これで8番、畠山和英議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時59分）

再開（午後1時00分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

日程第4、一般質問を再開します。

1番、大山幸真議員、どうぞ。

〔1番 大山幸真君登壇〕

○1番（大山幸真君） 1番議員、大山幸真です。初めての一般質問の機会をいただき、

感謝申し上げます。新人議員として未熟ではありますが、町民の皆様のお声を代弁し、建設的な議論を通して町勢発展に尽力してまいりたいと存じます。

それでは、通告に基づきまして質問をいたします。1、廃校利活用について。町内各地区に点在している廃校施設については、現状最低限の維持管理は行われているものの、十分に活用されていない現状であると認識しております。町内各地区にあり、住民の身近にありますので、地域住民の利用促進のため、分かりやすい使用マニュアルの整備と周知を図り、積極的な活用を推進していただきたいと考えます。

そこで、地域の各種団体の新たな活動拠点として提供することで、地域活動の活性化につながるものと考えておりますが、これらの実現のための具体的な取組について、町のお考えをお聞かせください。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 巖岩教育長、答弁。

〔教育長 巖岩千裕君登壇〕

○教育長（巖岩千裕君） 1番、大山幸真議員のご質問にお答えします。

旧学校施設につきましては、9施設を管理しており、新たな形での利活用を模索中ですが、現在は必要に応じて地域団体等の皆様に活用していただいている状況にあります。

具体的な例としましては、旧安家小学校においては、安家地域振興協議会が盆踊りや各種地域イベントを開催しているほか、年間を通じてP-T境界層の資料展示などにご活用いただいております。旧中沢小学校においても、定期的に複数の団体が楽器演奏の練習を行っているほか、介護予防事業などでもご活用いただいているところであります。そのほかにも、スポーツ活動や各種地域イベントなど、多岐にわたりご活用いただいておりますが、年間を通じての使用状況は少ない状況にあります。

また、使用申込みにつきましては、町民会館や各支所の窓口で申請が可能となっており、さらに町のホームページでも簡単な手続の説明と必要な申請様式等をダウンロードできる環境を整えております。使用に係る問合せ等に対しましては、これまでも丁寧な対応に努めておりますが、申請手続等を分かりやすく記載したマニュアル等は現在作成しておりませんので、今後検討してまいりたいと考えております。

旧学校施設は、町内各地区に点在しており、地域にとりましても、あらゆる可能性が期待できる未活用財産であると捉えておりますが、当該施設を地域の活動拠点等として活用していく場合には、その施設の規模や維持管理費の負担などの課題もあり、活用が進んでいない状況にもあります。

今後におきましても、地域の団体や関心を寄せていただいている方々に、いろいろな活用方法など、より多くの情報を提供できるよう、周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上で答弁を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 1番、再質問はありませんか。1番、どうぞ。

○1番（大山幸真君） ご答弁ありがとうございました。

現在9施設を管理していただいているということなのですが、午前中の質問の中でも廃校活用、企業誘致等ありましたけれども、文部科学省が行っているマッチングシステム、みんなの廃校プロジェクトというものがあるのですが、これもなかなか町民の方が存じ上げないシステムであります。

実際に検索してみますと、岩泉町は4校登録されておりますけれども、企業誘致する中でのみんなの廃校プロジェクト、このシステムの中での実績、どれくらいの間合せがあるのか、日々どれくらい閲覧されているのか。そういった細かなところ、直近でも、過去のデータでも構わないのですが、実績のほうを少しお話しいただければと思います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 文科省の廃校プロジェクトのほうで、掲載は今4校なのですが、それで今度釜津田のほうも統廃合になりましたので、また改めてこれはちょっと見直しをしながら更新をかけたいなと思っております。

これまでですと、大川のほうに通信制高校、こういったのも、こういったプロジェクトの中を見て間合せが来ての実現というか、まだこれからですが、そういったものもありますので、反応は結構あるかなと思っております。そこを入り口にして、そこから協議を始めて、物になっていくというパターンもありますので、これは結構そういった意味では載せておくというのは意味があるかなというところでございます。

○議長（八重樫龍介君） 質問はありますか。1番、どうぞ。

○1番（大山幸真君） ご回答ありがとうございます。

廃校利活用というのは、管理されている教育委員会だけの話ではなく、各課の課題かなというふうに思っております、やはりこれは国として挙げている話もありまして、廃校再生プロジェクトという、農林水産省、こちらのほうも廃校をうまく活用していこうということで、実績のほうも全国的に多くて、校庭をハウス栽培できるように、また体育館を室内栽培できるように改修したりですとか、今現状岩泉町にも多くの1次産業をやっている方がいらっしゃいますけれども、例えば今農家さんの中で出荷していく品物の中で、どうしても規格外が出てしまう。そういったものを非常にアクセスしやすい学校のところに集約をさせて、無人販売だったりとか、もちろん有人販売も可能かと思うのですが、1次産業にとっても非常に活用はできていくかなというところでは私も思っているのですが、そういったところで農林水産課のほうでも、ぜひ1次産業を担っていただいている方々に対しても、何か場所の提供、販路を広げるような独自のお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 廃校の1次産業、農業に関する活用ですけれども、今現在町としては、そういった町主導での建設等の計画がないところではありますけれども、近くの廃校の箱のサイズに見合った形で、そこに何かやりたいという農家さんのお話があるのであれば、我々もその部分については耳を傾けながら、事業展開のほうと一緒に考えることは可能だと思いますので、もしそういったお話があるのであれば、当課のほうにご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 質問はございますか。1番、どうぞ。

○1番（大山幸真君） ご回答ありがとうございます。引き続き廃校活用については、やはり町としてしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

先ほど農林水産課長もおっしゃっていただいたように、しっかり町民の声を聞いて、町政に引き続き情報交換しながら取り組んでいきたいなと思います。ありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 1番、再質問はいいですか。

これで1番、大山幸真議員の質問を終わります。

次に、9番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

〔9番 林崎竟次郎君登壇〕

○9番（林崎竟次郎君） 9番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

物価高騰から町民の暮らしとなりわいを守ることは、最も切実で重要な課題であります。2024年の労働者の実質賃金は、前年度マイナス0.5%となり、3年連続のマイナスとなりました。総務省の2024年家計調査では、経済的なゆとりを示すエンゲル係数は28.3%と43年ぶりの高水準となっています。

物価高騰が継続する中で、町民の暮らしは厳しいものとなっています。食料品、光熱費など、あらゆるものの価格が上がっている今、毎日の買物にかかる消費税の負担を減らすことは、最も効果的な暮らしの応援です。私は、政府において、直ちに消費税を一律5%に減税すべきと考えます。本町においても、とどまる気配のない物価高騰から町民を守るあらゆる施策の探求が必要だと考えます。

今回は、国民健康保険、国保について質問します。国保は、自営業者や年金生活者、非正規労働者などが加入します。被保険者には国保税が課せられます。中でも18歳以下の子供には、子の均等割がかかり、子育て世帯には重い国保税がのしかかります。被雇者の健康保険では、子供などの扶養家族が何人いても保険料は変わりません。ところが、国保の場合は家族の人数に応じてかかる均等割があるため、子供が多いと国保税が高くなります。児童手当があるとしても、半分以上が国保税の均等割で消えてしまいます。全国町村会の要望は、国庫負担の引上げにより、対象範囲を拡充するよう求めています。

このような経済状況下、緊急に子供の均等割をなくすことが重要です。条例で18歳以下、高校卒業年齢までの方の均等割の減免措置を決めた自治体も増えています。本町においても、直ちに準備に入るべきと考えます。少子化に伴い、子供への予算負担比率が低下しており、財政的にも実施可能だと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、地域新電力について質問します。初めに、地球温暖化の時代は終わり、地球沸

騰化の時代という気候危機の非常事態が起こっています。既に世界各地で熱波、豪雨、巨大台風、干ばつ、山火事などの自然災害を引き起こしています。日本でも、能登や盛岡をはじめ、線状降水帯による豪雨被害は記憶に新しく、猛暑による熱中症の増加により国民の命が脅かされ、海水温上昇による大不漁など、農業や水産業にも大きな被害を与えています。

このような中で、地域新電力に取り組んでいくということは、気候危機打開の緊急性に比べるとともに、再生可能エネルギーの地産地消で、足腰の強い地域経済の構築、持続可能なまちづくりへの挑戦と考えます。改めて、その決意のほどを伺います。

自治体による電力会社の設立は、当時初のものとして知られる群馬県中之条町は、2013年6月、再生可能エネルギーのまち中之条宣言を採択。同月には、中之条町再生可能エネルギー推進条例を制定。また、8月には一般財団法人中之条電力設立。2015年11月には、株式会社中之条パワーが財団による全額出資により設立されました。そして、12月には、同社が財団から新電力の事業を継承し、現在に至っています。

本町においては、地域新電力会社設立支援業務委託公募型プロポーザル実施のスケジュールが始まっているようです。どのようなものかお答えください。

私の地域新電力に関するスローガンは、「町民と町に利益をもたらす町民共同の新電力」です。これから先進自治体、先進事例に学んでいくわけですが、それらを乗り越えて、日本一の地域新電力をつくろうではありませんか。

以上、本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 9番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険税につきましては、世帯における所得、資産、被保険者の数などにより算定をしているところであります。

子供に係る均等割の減額につきましては、平成30年11月の全国町村会からの子供に係る均等割保険税を軽減するための支援制度の創設の要望を踏まえ、国は令和4年度から未就学児の均等割を半額に減額したところであります。また、各世帯の所得額が一定の基準額を下回る場合、均等割と平等割の軽減措置が行われているところでもあります。

一方、国では子育て支援対策の充実と強化を図る目的で、令和8年度から全医療保険者による子ども・子育て支援金制度を創設し、子育て分野における財源確保を図ることとしており、国保税においても新たに同支援金分が賦課されることとなります。この事業の詳細につきましては、今後国において検討が進められることから、町独自の子供の均等割の軽減措置につきましては、これらの検討の推移や県による国保税の県内統一化に向けての動向、スケジュール等を注視しつつ、慎重に検討をしてみたいと考えております。

次に、地域新電力につきましては、エネルギーの地産地消や地域内経済の循環による雇用創出に寄与し、持続可能なまちづくりにつながる大きな柱になり得る事業と認識をしているところであります。地域新電力会社につきましては、町民の皆様をはじめ議会や事業者の皆様との合意形成を図りながら、法人の設立に向けて着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域新電力会社設立支援業務についてであります。令和8年度の地域新電力会社の設立に向けたスケジュールを組み立てながら、関係者の合意形成を図るための勉強会、説明会の開催、先進事例の視察、事業計画の策定、出資希望事業者向けの説明会の開催などの一連の業務を専門的な知見を有する業者に委託しようとするものであります。

なお、この事業の関連予算については、本定例会へ上程をしておりますので、お認めをいただきました際には、速やかに地域新電力会社の設立準備に着手をしてみたいと考えております。

地域新電力事業は、町の経済の活性化と環境保全の両立を可能とする地域の活力を高める取組であると、このように認識をしております。脱炭素社会の実現と持続可能なまちづくりの観点から、この事業につきましては積極的に推進をしてみたいと、このように考えているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（八重樫龍介君） 9番、再質問はありますか。9番、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） 初めに、国保の子供の均等割の問題から再質問します。

先ほどの答弁は、政府に採点させると100点満点だと思います。私は、100点満点を望

んで質問したのではないです。まず最初に、今の経済状態の中で、国保加入者で子供を抱えている世帯ですが、1年間に5万円くらいかかるのです。ほかの保険証では、かかっていないのです。このところは、子供たちが普通に考えても公平でないというのは分かります。18歳以下の医療費の問題にしても、今形として出てきているのは、所得に関係なく、みんなその対象にするというふうな形になっています。

子供の国保の均等割の場合は制度があるわけですが、やはり子供が普通に考えても納得できるような形にするためには、緊急に無償化する、その気持ちを持つということが大事だと思うのですが、その点についてどう考えるか、お願いします。

○議長（八重樫龍介君） 三上訓一会計管理者兼税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（三上訓一君） 国保税の子供に係る均等割の減額措置の考え方ということですが、まず国民健康保険事業自体がもう日本国内で制度化されておりまして、加入世帯、加入されている被保険者全員が必要な医療または健診、保健予防を平等に受けましょと、受けられるということから、その基本的な財源となる国保税も、それぞれ加入している皆さん方に負担をいただく。その中では、被保険者となる子供さんの人数分も均等割のような形で負担していただくということは、もう国保事業上、制度化されておりますので、その標準に倣い、町も運営しておるところでございます。

ただし、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、被保険者が多くなれば、当然軽減措置も、その人数に対して基準額が上がっていきますので、世帯に応じては7割、5割、また2割の軽減も該当になるというふうな形で、国保税の軽減措置も制度として運営されておるといふ今の状況でございますので、ここを単独で町のほうがそこを切り込んで進めるということになりますと、今はこの事業主体が県と市町村が行うといった中で、財政主体も県のほうが行っております。そこに納付金を県のほうに市町村が支払うということになりますので、減額したことによって財源が確保できなくなるということになりますと、その財源を基にした県からの市町村への交付金も減額になる可能性も出てきますので、やはりここは基本的な考え方として、この標準例に倣った国保税の賦課の在り方というのは、町としては踏襲していきたいなというふうに考えているものです。

○議長（八重樫龍介君） 9番、どうぞ。

○9番（林崎寛次郎君） ただいまの答弁も100点満点です。

隣の宮古市では、子供の均等割ゼロをやっているのですが、これを始めるきっかけになったのは、市議会で国保と、それから中小企業の社会保険、それと比較して、宮古市の場合は国保税が3倍ぐらい高いというふうな形で討議されて、その大きな原因の一つが均等割だということが出されて、そこで宮古市は、今度市長選挙で、均等割ゼロを始めた市長は交代するわけですが、その市長がそれはおかしいということで感じて、では宮古市では普通に考えれば、普通に子供の均等割はゼロにすると決断をして始まったのです。宮古市だから、岩泉町よりも子供の人口は多いわけですが、宮古市でやったのは、ふるさと納税から子供の均等割のほうに回すと、そういうふうな形でやりましたので、それがずっと続いていますので、今度市長が替わるわけですが、新しい市長になっても、これは私の考えでは継続していくのではないかなと思っています。

質問の中で述べましたが、全国の自治体で始めているところは、宮古市と違って、おかしいと感じた首長とか、担当課とかではないかなと思うのですが、条例を新しくつくって、そして始めていると、こういうふうな自治体が増えているので、岩泉町の場合、財源的に考えれば、残念ながら子供の数が少なくなってきているので、ふるさと納税から持ってきたとしても、少ない金額でできると考えます。だから、こういう点も含めて準備に入るべきではないかと思うのですが、この点についてのお考えをお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐藤哲也町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

今議員のほうから一般質問、そういう趣旨でのお話をいただいておりますけれども、私のほうからも税務出納課長の答弁に補足させていただくような内容とはなってしまいますが、国民健康保険事業につきましては、平成30年から県と市町村が共同で運営をするという形に移行してきております。それから数年がたちまして、運営の主体は現在は県にあるという状況です。国保事業の運営主体が県に移ったことでのこれからの流れといたしましては、令和11年までに県内各市町村が同一の保険料の水準となるということをお約束として方針に掲げ、現在進んでおる中でございます。

宮古市ですとか陸前高田市、こちらのほうでご指摘の部分、子供に係る均等割の部分を軽減しているという形は取られておりますが、ちょっと私も情報不足で、それがいつ

から始まったのかなというのは存じ上げておりませんが、国保の事業につきましては、県がそのような運営主体となっている前提としまして、国としまして国民健康保険事業を県単位の中で料金を統一化していきたいという国の方針に基づいて、岩手県においては令和11年度までにとこのようなことで進めております。

そういった国保運営事業の、県内であればどこに住んでいても同一の料金で国民保険のサービスを使えるようにということで進められている事業の流れがある中で、ご指摘の部分は、確かにまだその移行の段階でありますことから、町のほうにも国保税に係る条例もありますことから、そのようなお話をいただくと、今の財政状況を踏まえればというお話はいただいているところではあるのですが、一方では町長からの答弁でもあったとおり、国におきましては来年度、令和8年から今度国保税のほうに被保険者お一人当たり250円相当の新しい負担を求めたいと、これを国が進める総合的な子育て支援策の財源としたいということで、そのような流れも出ている中にございます。その新たに発生する子育て支援納付金の活用については、国のほうで今現在様々議論されておりますし、全国町村会のほうから国のほうに要望が上がった均等割の軽減、これの拡充、そういう要望に対しても、もしかしてという話で恐縮ですが、議論の対象となってくるところもあるのかなという状況もございます。

したがって、町単独としまして、国保税の中での子育て支援を目的としての18歳までに係る部分の均等割をなくする、廃止するというようなことにつきましては、申し上げたような理由から、慎重にこれはこれからの県の進める方針、そしてスケジュール、毎年毎年統一化に向けて県のほうからも、あらかじめ標準の税率というものも示されてきておりますので、そういったものを見ながら、それに反するような、逆行するような改正というものは、非常にまた今の状況では慎重を要すると思いますので、今後におきましても、ご提言はしっかりと承った中で検討を慎重にさせていただきたいという状況があるのかなと考えております。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 9番、どうぞ。

○9番（林崎寛次郎君） この問題については、まずゼロにする自治体が広がっていくのだと私は感じております。だから、そういうときに100点満点ばかりではなくて、市民の

ためには100点から減らしてもいいから、やるべきときはやるべきだと私は考えます。

今の答弁の中で、令和8年度から全医療保険者による子ども・子育て支援金制度の創設の問題が出ましたが、これについては、町議会なので発言の幅が狭くなるのですが、私は反対です。財源は国保会計から取るのではなくて、しかるべきところから持つてくるべきものだと考えます。

次に、地域新電力の問題に入ります。まず初めに、岩手県では宮古市とか久慈市とかがやっているわけですが、私の所感としては、宮古市のような形にも賛成できない、久慈市のような形にも、やっぱり足りないところがいっぱいあると。賛成できない。岩泉町は、そのどちらの形でもないやつを考えていると思うのですが、宮古市と久慈市と比較した点ではどうなのですか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 岩泉町で地域新電力を構想として立ち上げて、今進めるところになっております。私どものほうでも、いろいろなところの地域新電力会社を勉強したり、視察をしたり、聞き取りをしたり、ヒアリングをしたり、様々やっています。

結論から申しますと、皆さんのやっている中のいいところを取りながらやればいいかなというのが1つあるのですけれども、ただ皆さん市であったり町であったり、それぞれの地域ごとでの課題もあって、そういう条件もあって、その中で立ち上げていると思いますので、岩泉町は岩泉町に合った形で立ち上げるということが必要かと思っています。

その中で目指すべきところは、地域内での経済循環、これを目指したいですし、あとはそこでの事業として立ち上がったところでの雇用、こういったのも出て、定住につながるとか、そういったところも求めていけば、いい会社になっていくのではないかなというところで考えております。

○議長（八重樫龍介君） 9番、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） 次に、令和8年度が地域新電力をつくるというか、始める年になっていますが、令和8年度というのは何か補助金とか、そういうふうな関係なのか。私の考えというか、楽な考えではないのですが、1年間で始められるところまで詰めら

れるのかという心配を持っているのですが、この点についてはどうなのでしょう。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域新電力立ち上げに係るスケジュールのご質問でございますけれども、これについては、今からスタートをして、実質頑張って持っていったときに、来年8年の夏ぐらいになるのではないかなと、こういったスケジュール感で今考えています。

そこに行き着くまでには、ちょっと今回の支援事業についてですけれども、大きく4つありまして、合意形成支援業務として町内の関係者、事業者向けの説明会、勉強会を繰り返します。それからあと、先進事例を学びながら町民への周知を図っていきたくと、こういったのを1年がかりでやっていきたいと思っています。次に、事業計画の作成業務で、これについては事業の収支計画、こういったのを立てませんと、事業としてどうなるかというのもございますので、そういったのもこれからやらなければなりません。あと法人設立準備業務で、こういったのにどういった方々が出資で入るのか、こういった事業者を加えるのかというのもあります。あと公共施設への電力供給業務、これの中で電力供給価格の算定とか、あとは供給開始に向けてのスケジュール、こういった盛りだくさんの様々な業務がございます、それらを今年度やった上で、来年度夏ぐらいというようなスケジュールで考えておるものでございます。

○議長（八重樫龍介君） 9番、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） その中で、先進事例の問題が出ましたが、今考えているところはあるのですか。私が今勉強しているのは、長崎県の五島市民電力とか、それから群馬県の先ほど挙げたところ、そこの2つを勉強しているのですが、当局で考えているところはどういうふうなところがあるのですか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） これまでは独自でいろいろ福島であったり県内であったり、様々勉強してまいりましたが、今年度先進地を学ぶに当たりましては、これからプロポーザルをかけるところでして、そのプロポーザルの中でこれも提案していただくことになっております。

今議員のほうからも、そういった箇所についてご紹介いただきましたので、そういっ

たのも我々勉強はさせていただきますが、これはプロポの中でやりながら、併せて我々と一緒にもし議会のほうでも行っていただければ、一緒に勉強していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 9番、どうぞ。

○9番（林崎寛次郎君） 議会のほうとなれば産業常任委員会になると思うのですが、産業常任委員会にも私なりに提案をしたいと思えます。

岩泉町の場合は、やっぱり始まりは太陽光が中心になると思います。山を削って造るとか、そういうふうなものではなくて、公の建物とか、それから一般の個人住宅の屋根で、個人住宅の屋根なんかは現在始まっているところなのです。まず、太陽光発電の場合は、自家消費型、発電を自家消費して、そして残ったのを新電力が買い取るというふうな形でやって、それを広げていけば十分成り立っていくと思います。こういうふうな形での地道な太陽光発電に取り組んでいくという点についてはどう考えますか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 再エネの部分ですけれども、太陽光発電については、まずは公共施設、こちらのほうは検討材料としてもう既に考えておりますので、あと民間のほうについても推進できればとは思っております。私も山を切り崩してのメガソーラーというのは、これはちょっと頭には全くなくて、岩泉町の場合は全ての自然を生かした形でやりたいと思っておりますので、例えばバイオマスもありますし、小水力発電もありますし、風力はちょっと大規模過ぎますけれども、その中で太陽光というのも一つあります。全部のそういったミックスをしながら進めていければ、長い期間継続して、持続可能な形でやれるかなというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 9番。

○9番（林崎寛次郎君） 最後になりますが、町有地で太陽光の発電に適しているようなところも、少なからずあると思うのです。だから、そのような点もしっかりと考えていくような形にしてもらえれば、進んでいくのではないかなと思います。この点について伺って、終わりとします。お願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 私どものほうでも可能性調査として、いろいろ水力であつたり太陽光であつたり調べています。例えば学校のグラウンドとか、こういったのもあるわけですが、これは適地であるかどうかというのは太陽光の当たり具合もあつたり、地域の皆さんとの合意もあつたり、様々ありますので、これは研究材料として引き続きやってまいりたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） これで9番、林崎寛次郎議員の質問を終わります。

ここで換気のため、2時5分まで休憩します。

休憩（午後 1時54分）

再開（午後 2時05分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号～報告第5号の上程、報告

○議長（八重樫龍介君） 日程第5、報告第1号から日程第9、報告第5号の報告を行います。

報告第1号 令和6年度岩泉町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第5号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告についてまで順番に報告を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 令和6年度岩泉町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和6年度岩泉町一般会計予算の繰越明許費を別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。2ページの2款1項、コミュニティバス購入事業から次のページ、3ページの10款3項、河川災害復旧事業までの14事業でございまして、翌年度への繰越額を6億9,817万8,000円とするものでございます。

なお、財源内訳は、既収入特定財源が1,144万8,000円、未収入特定財源6億3,082万6,000円及び一般財源が5,590万4,000円でございます。

続きまして、報告第2号でございます。令和6年度岩泉町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について。

令和6年度岩泉町一般会計予算において、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和7年6月12日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。2ページの5款3項、海岸メンテナンス事業でございまして、翌年度への繰越額を7,474万1,200円とするものでございます。

なお、財源内訳は、既収入特定財源が1,207万8,700円、未収入特定財源が6,266万2,500円でございます。

次に、報告第3号 令和6年度岩泉町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和6年度岩泉町下水道事業会計予算を別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月12日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、1款1項、清水川災害復旧関連緊急事業でございまして、翌年度への繰越額を9,250万1,000円とするものでございます。

財源内訳は、工事負担金が4,808万7,068円、企業債1,740万円及び自己財源が2,701万3,932円となっております。

続きまして、報告第4号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告書を提出する。

令和7年6月12日、岩泉町長、中居健一。

次のページを御覧願います。岩泉ホールディングス株式会社におきましては、第10期事業報告書、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなるものでございます。

内容につきましては、次のページ、3ページから記載のとおりでございまして、9ページに貸借対照表、次のページ、10ページに損益計算書を記載してございます。また、11ペ

ージから21ページ、最終ページまでで、参考資料といたしまして、子会社2社の経営状況報告資料をおつけしてございました。

次に、報告第5号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告書を提出する。

令和7年6月12日、岩泉町長、中居健一。

岩泉農業振興公社におきましては、第44期事業報告書が令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、第45期事業計画といたしまして令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

内容につきましては、次ページからとなりまして、8ページに貸借対照表、次のページ、9ページ、10ページに正味財産増減計算書を記載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、5件の報告でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） これにて報告第1号から報告第5号までの5件全部の報告を終わります。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第10、議案第5号 普通河川江川河川災害復旧（その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第5号 普通河川江川河川災害復旧（その1）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

普通河川江川河川災害復旧（その1）工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1、工事名。普通河川江川河川災害復旧（その1）工事。

2、工事場所。岩泉町安家字高須賀地内ほか。

3、契約金額。1億450万円。

4、請負者。住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組、代表取締役、畑中善四郎。

令和7年6月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。普通河川江川河川災害復旧（その1）工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、令和7年6月13日着工予定、令和8年3月31日完成予定となっております。

工事の概要は、右側の表、工事概要に記載しておりますように、2工区で、施工延長計288メートル、ブロック積工計974平方メートル、張芝工計350平方メートルとなっております。工区ごとの内訳は表のとおりとなっております。施工箇所を左側、位置図、下段、平面図に表示しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

10番、合砂議員。

○10番（合砂丈司君） 参考資料のほうですが、6災36号のほうです。江川のほうですが、近くに畜産農家があるのです。繁殖農家やっているのですが、あそこの行くところの道路とか、庭とか、農地なども利用するような気がするのですが、畜産農家に影響がないのかどうか。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） 6災36号の高須賀の工区ですけれども、尾丸部線の下流側からの河川の部分になりますが、河川沿いに進入路といいますか、農家の使っている方が通る道路もございますので、その道路を工事中は使用するような形になるかなというふうな部分でご協力をいただくことになるかと思えます。ただ、川の中を工事する際には、当然仮設道路も必要になってきますので、まず農作業には当然配慮しながら、ご協力いただきながらという形で、工事を進めるような形になろうかと思えます。

○議長（八重樫龍介君） 10番、合砂丈司議員。

○10番（合砂丈司君） 畜産農家にできるだけ影響ないように工事を進めていただきたいと思います。要望です。

○議長（八重樫龍介君） 11番、三田地泰正議員。

○11番（三田地泰正君） この際確認をさせていただきますが、別紙で2か所、大体場所
は分かるのですが、先般の政務活動で歩いて見ている、江川地内になるのだから高須賀な
のだから、前町議会議員をしておられた小野寺仁右エ門さん、故人になりましたが、奥さ
んのところに行く、いわゆる河川というか橋が壊れていて、簡単な単管で車が通れない
ような状況かと思われたのですが、今回は、この事業というか工事は入っていないよう
に感じるのですが、その理由はどうで、これからあそこはどのように工事に対応するの
かお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（日吉 理君） ちょうど本日提案しています工区の中間の場所にはなる
のですけれども、別工事で発注をして、既にもう契約済みになっておりました、河川に
関しては。生活橋につきましては、あそこに住んでいる方々で任意的な組合をつかって、
復旧の申請ということで、既に申請書のほうは提出していただいております。今月末ま
でが生活道の申込みの期限になっておりますので、締切りが終わった後に審査会を経て
というような格好で、採択になれば補助金を交付するというふうな形になります。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第11、議案第6号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第6号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。準用河川鼠入川河川災害復旧工事。

2、工事場所。岩泉町鼠入字甲地地内ほか。

3、契約金額。7,645万円。

4、請負者。住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、ONOSHIN株式会社、代表取締役、小野友寛。

令和7年6月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、令和7年6月13日着工予定、令和8年2月25日完成予定となっております。

工事の概要は、右側の表、工事概要に記載しておりますように、2工区で、施工延長計140メートル、ブロック積工計670平方メートル、張芝工30平方メートル、大型ブロック積工14平方メートルとなっており、工区ごとの内訳は表のとおりとなっております。施工箇所を左側、位置図、下段、平面図に表示してございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから議案第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第12、議案第7号 町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第7号 町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、工事名。町道鼠入川線ほか災害復旧工事。
- 2、工事場所。岩泉町岩泉字大平地内ほか。
- 3、契約金額。7,535万円。
- 4、請負者。住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、ONOSHIN株式会社、代表

取締役、小野友寛。

令和7年6月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。町道鼠入川線ほか災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、令和7年6月13日着工予定、令和8年2月19日完成予定となっております。

工事の概要ですが、右側の表、工事概要に記載しておりますように、3工区で、施工延長計140.7メートル、ブロック積工計432平方メートル、張芝工80平方メートル、表層工計328平方メートルとなっており、工区ごとの内訳は表のとおりとなっております。施工箇所を左側、位置図、下段、平面図に表示してございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから議案第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

11番、三田地泰正議員。

○11番（三田地泰正君） この災害復旧工事については、よろしくお願ひしたいというふうに、特にご異議ありませんが、私はこの平面図で大平地区、ここの箇所について前にも発言した経緯があるのですが、今までの度重なる大小にかかわらず増水の場合は、必ずこの箇所が、道路が決壊する。これをやっぱり分析した場合に、専門家というか、工事関係者の技術者から言わせれば、また最近はその集落の素人の方も、やはり河川の中に突き出ている岩石、あれを取り除かなければ、何回工事しても、これ以上のいわゆる被害がまた出るというようなことをよく話しされるのです。

そこで、今回は災害復旧工事だから、これはこれで進めてもらって結構だと思うのですが、やはりこの際、近い将来というか、できるだけ早く、これがいわゆるがんなわけ。だから、これを取ってしまえば、健康な鼠入川の穏やかな流れが出て、増水の場合もあまり大きな災害は出ないだろうというのが大方の見解なので、やっぱりこれには町当局も腰を上げていただきたい。それで、今後の取扱いについて、取るような方向でいくのか、検討するのか、そこらの見通しについてもひとつお知らせを願いたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 6災51号、大平地区です。平成28年の台風のときも被災

をして、また再度の被災という。それ以前も、恐らく平成2年とかのあたりでも災害を受けているのではないかなと思われる場所だと思います。私もお質問をいただいた後に、現場の再確認に行っていました。まさに上流から突き出た岩、露出している岩に、岩といいますか、山そのものの尾根のような感じになっている場所で、水衝部になってあそこにぶつかって、道路にぶつかって、それがはね返って川に戻るというふうな川の流れなので、どうしてもあそのブロックが、大型ブロックを設置はしているものの、水のほうの勢いが勝って裏が掘れたりというふうな形で崩壊してしまった形になります。今回の被災も水の流れが、流速が速まって、河床の洗掘を受けて、ブロックの裏が吸い出しを受けて、ブロック全体が崩落したような感じかなというふうに、災害の査定のときを含めて、現地の方で査定を受けたときにはそういう印象でございました。

あその岩を、簡単に言えば露岩の掘削をして、川の線形を、蛇行しているものを真っすぐにすれば、そのとおり川幅も広がって、あそこは川の幅が2倍ぐらいになるような感じになるかと思しますので、川幅も広がって、あそこが三たび被災を受けることは減るのかなというふうなことは私も受けた反面、あの岩をいかにして取るかというふうなものが、機械で掘削すればそのとおりなのですけれども、かなり硬そうな硬岩だなというふうな印象を受けてきました。人家もないので、これはやれるかやれないか分からないです。例えば昔であれば発破をかけてというふうなことになる時代もあったかもしれませんが、今であればブレイカーのようなもので砕いていくというふうな形になるかなと思いましたがけれども。

川、道路に接している部分は、地形的に尾根ということで、掘削する量も相当な量になるかなと思したので、当然あれは自前でやることになると思いますので、国からの補助をもらって、何か河川改修するというふうなものには残念ながらできるような状況ではないかなと思いますので、いわゆる一般財源的なものを使ってというふうなことになると思います。私もボリューム的にどのぐらい掘削したらいいものなのかというのが目でしか見ていないので、大体のおおよその量というのもまだ全然推計も推定もしておりませんので、その辺ちょっと目安を立てて、それで費用的なものがどのぐらいになるかというのを粗々試算してみて、それで予算のほうに結果的に結びつけられるものか、またはそのぐらい費用がかかるのであれば、道路のほうをもう少し強くする方法という

ふうなものも出てくるかもしれませんので、次に被災を受けないために、どういう工法があるのかなというふうなものは検討を進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 5番、佐藤安美議員、どうぞ。

○5番（佐藤安美君） まず初めに、この災害はいつの災害なのか、お伺いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 6年災につきましては、8月の半ばに台風5号が襲来しました。そのときの災害査定を受けたものの工事になります。

○議長（八重樫龍介君） 佐藤安美議員、どうぞ。

○5番（佐藤安美君） 台風5号の被災は、災害はほかにもあろうかと思いますが、そういった箇所は今後どのように考えておられますか。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 台風5号の、いわゆる国の災害査定を受けて、査定決定を受けたものが、道路は9か所、河川が15か所、全部で24か所になります。本日、議案として3件、工事案件を提案させていただきましたが、残る全ての工事につきましてはもう既に発注済みになっております。本日、議案としてお認めいただければ、全部の工事は契約になりますので、昨年の台風の災害の部分については全て発注済みというふうな状況になります。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第13、議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、中型フックロールコンテナ。型式、JR04—32N。数量、3台。契約金額、904万2,000円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号。氏名、極東開発工業株式会社、代表取締役社長、布原達也。

令和7年6月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。畜産振興事業の用に供する家畜し尿運搬用コンテナを買入れしようとするものである。

この家畜し尿コンテナは、平成16年の堆肥センター稼働時及び平成30年の購入で計48基であったものが、使用から20年経過して劣化が激しく、昨年度まで22基で収集運搬を行っていたものの、予備機がない状態のため、確保基数を26基で計画し、昨年度から20年経過の17基の更新を順次進めておるものでございます。

次のページ、2ページ以降に、参考資料として中型フックロールコンテナの概要、外観図をおつけしております。

納期は、令和8年3月13日でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから議案第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第14、議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。(1)、物品名、避難所用備品等。(2)、品名、別紙のとおり。(3)、数量、別紙のとおり。(4)、契約金額。4,469万3,000円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、岩泉町岩泉字三本松29番地17。氏名、有限会社ナガサワ、代表取締役、長澤邦夫。

令和7年6月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。災害時における避難所環境の改善に資するため、パーティション、簡易ベッド及び自動ラップ式トイレ等を買入れしようとするものである。

今回の案件は、国の補正予算で補助が採択となったことで、昨年度末の臨時議会において、繰越明許事業として予算をお認めいただいた災害時の避難所環境改善対策事業に関連する物品の購入となっております。避難者の皆様のプライバシー確保、身体的負担の軽減を図るために購入するものでございます。

次のページ、2ページに、別紙として品名、数量等を記載した資料をおつけしております。

納期は、令和8年2月13日でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから議案第9号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、小松ひとみ議員、どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） これまでにも備えてあった簡易ベッドとか、いろいろあると思うのですが、それに対するの買入れですか。今までののはそのまま使っていくわけですか。そこをお聞かせください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長、どうぞ。

○危機管理課長（佐々木 章君） お答えいたします。

ご質問のあったように、段ボールベッドと、町の備蓄計画に基づきまして300以上の段ボールベッドと簡易ベッドがございますが、やはり一部段ボールベッドは経年劣化といえますか、が進んでおります、湿気に弱かったりということで。それも一部処分しながら、今回ワンタッチ式のベッドを購入しようとするものです。こちらにつきましては、まず1台当たりが6キロ程度と軽く持ち運びがしやすい、面積も取らないということになっております。現在の段ボールベッドは、軽いように思いますが、1人分、20キロ近くなるのです。1人では運べない。組立てにも5分から10分かかると。そういった避難所を設置する場合の職員や住民負担などを考え、最新の機能を備えたベッドを導入しようとするものでございます。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員。

○7番（畠山昌典君） 今回の整備で、岩泉町の整備計画というか、もう十分なのか。あるいは、災害も全町的になると、かなりこういったものが必要になってくるかと思うのですが、これからも足していかなければならないのか。それはいかがですか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長、答弁。

○危機管理課長（佐々木 章君） お答えいたします。

町には防災備蓄計画というものがございまして、令和3年2月に策定しております。この計画にあります数量、食料関連、生活関連、発電、照明関連、合わせて33項目の種類がございまして、この目標数量に現在在庫数量は達しています。達しているのに今回加えて、新たに導入をするというもので、これに伴いまして、現在ある備蓄計画も見直しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（八重樫龍介君） 畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） 分かりました。

そして、1つ確認なのですが、参考資料の中に指名業者及び入札額があるのですが、今回辞退もあって、2者が入札をして、1,200万円ぐらいの差があるわけですが、そうすると、これはどちらが適正価格なのかということをやっぱり町としてはしっかりと把握して、例えば次にこういった同じような案件があった場合に、あまりにもかけ離れないような、あるいは適正価格で取得するようなことも、しっかり考えなければいけないのではないかなと思います。その辺はいかがお考えですか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長、どうぞ。

○危機管理課長（佐々木 章君） 今回6者、町内の業者をご指名させていただきましたが、3者の方が辞退ということでございました。これにつきましても、様々な理由がありますが、一番大きなものは物価高もありますし、輸送コストが大きいということも伺っております。そういったこともありまして、今回2者の金額の差が生じたのではないかと考えておりますが、落札していただいた方にはまず感謝を申し上げて、予定価格内に収まったということでございますが、ただいまご指摘のありましたとおり、予定価格、適正なる予定価格を町としても今後、今回は私はこれで間違いのない予定価格というふうに思っておりますけれども、そこら辺も鑑みて進めてまいりたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 三田地泰正議員。

○11番（三田地泰正君） この議案で残念だったのは、品名は書いてあるのだが、何回も前にも言ったのだが、いわゆる仕様書というか、それがあれば非常にありがたかったなと思って。それから、これはもう契約が終われば、納期限がないのだが、いつ頃までに納期する予定なのかお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） 議案書の中に納期限の記載がございまして、申し訳ございませんでした。先ほど総務課長からも口頭説明がありましたが、来年の2月13日、令和8年2月13日を納期限ということにしております。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第15、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、多用途防災車両。車名、トヨタハイエース。数量、1台。契約金額、1,432万9,314円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、宮城県仙台市若林区二軒茶屋17―22、Y J 二軒茶屋202号。氏名、ゴールドキング株式会社仙台営業所、所長、中村正弘。

令和7年6月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。災害時における避難所のトイレ環境の改善等に資するため、多用途防災車両を買入れしようとするものである。

この案件につきましても、先ほどの議案第9号同様、国の補正予算で補助が採択となったことで、昨年度末の臨時議会において繰越明許事業として予算をお認めいただいたものでございます。

次のページ、2ページ以降に参考資料をおつけしておりますが、汎用性の高いトイレカーで、災害時以外の平時、車内のシートアレンジにより、様々な場面での使用を想定してございます。

納期は、令和8年3月31日でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） まず、確認ですけれども、この仕様書というか、参考資料2ページに駆動が2WDと4WDがあるのですが、どちらかをお答えお願いします。そしてあと、かなり多用途に使える車なのですけれども、通常時はどんな使われ方が一番多いのか、そこはどのようなふうな想定をしているのか、併せてお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長、どうぞ。

○危機管理課長（佐々木 章君） 大変申し訳ございません。参考資料ということで、駆動のところ、2WD、4WDと。今回は、4WDを購入するということでございます。

続きまして、ふだんの使用につきましては、職員の出張などに主には利用すると想定しております。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 畠山昌典議員。

○7番（畠山昌典君） 4WDでよかったなというふうに思います。

あと、トイレのみならず、いろんなやはり使い方、例えば移動投票所だったり、昨今そういった計画もあると思いますけれども、こういったものにも使えるのかなというふうに思っております。そして、お願いをしたいのは、いろんな、例えばここにも書いてありますイベントだったりとか、あるいは救護室、そういったものでも、何かイベントがあつたりとか、あるいはトイレが少ないような場所に置いてほしいような要望があれば、足軽く行くような使われ方をすればいいなというふうに思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長、どうぞ。

○危機管理課長（佐々木 章君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、この車を災害のときだけというのは大変もったいないものですから、活用していきたいと考えておりますけれども、まずこちらの参考資料にもあります、最後のページにもありますが、移動投票所にも使いたいと考えておりますし、各イベントにも使いたいというふうに考えておりますが、今ご提案のありましたトイレの少ない場所への出張といいますか、出かけることにつきましては、とてもよいことだと思いますが、まず運転につきましてはやはり職員が運転をしたいというふうに考えております。町民の方に貸し出すというところにつきましては、まだ想定はしておりませんが、まず町が関係するイベントで、トイレ機能が乏しいところには活用していただくようにというふうに考えておりますし、今後、先ほどの車と併せて避難所用品が納品になった際には、町民の皆さんや自主防、防災士の皆さんに来ていただいて、避難所を開設する大規模訓練をして、こういった備品等を目で確認していただいたり、機能を確認していただくような、そういったことも考えております。

○議長（八重樫龍介君） 1番、大山幸真議員。

○1番（大山幸真君） こちらの商品の内容なのですけれども、装備品がいろいろ書いて

あるのですけれども、これは標準でついているのか。下の3つに関してはOP、オプションだと思うのですけれども、これも一緒に入るのか。トイレ環境の改善等にと書いてあるのですけれども、これトイレもセットでついているのかどうか。活用イメージの中では、ウォーターレストイレ「クレサナ」を設置すればということなのですから、これはまた別途購入を予定されているのかどうか、お聞きできればと思います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章危機管理課長、どうぞ。

○危機管理課長（佐々木 章君） すみません。参考資料が分かりづらくて、大変申し訳ございませんでした。3ページにあります、左上の簡易トイレルーム、これは今回の購入金額の中に含まれております。こちらは、水を使わずに、凝固剤で1回当たりをビニールの中に、密閉式でにおいや汚物などを1回ごとにパックする機能を持ったトイレ、これを2つ、個室つきのものを装備します。これをワンタッチで装備したり、脱着式が可能なものということになります。それから、2ページに戻りますが、オプションにつきましても、これらは今回の金額の中に含まれております。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 3番、菊池孝広議員、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） この財産の取得の関係でございますけれども、いろんな目的に使われるということで、例えば車にスロープ的なオプションというのがつくかどうかということで、ご高齢になりますと車に上がるのが大変だという部分なようですが、ここには若干のステップがありそうでございますけれども、そういうスロープ的なものがあるかどうか。

あとは、ふだん使われるのが職員の出張等ということでお話でございますが、これは町内ではいろんなイベントが開催されます。小川ですと炭鉱ホルモンまつり等々がございますが、そういった際に、例えば車にラッピングなどをしたり、そういったイベントに出店あるいは参加するというような形で、ふだんから防災の宣伝をするというようなことにも使われることができるのではないかなというふうに思っております。そのことについてお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 菊池議員、要望ですか、それとも答弁を求めますか。

佐々木章危機管理課長、どうぞ。

○危機管理課長（佐々木 章君） お答えいたします。

まず最初に、ラッピング等ということで、小川の炭鉱ホルモンさんとかに行くことも可能であると考えますが、車の回りのラッピングというのは考えておりません、白のままの車で考えております。各イベントにお邪魔をして、町ではこういった備品を購入していますという、そこでこういったものがあるから避難所に行きやすくなったとか、まずそういった方向に持っていきたいと考えておりますので、展示して見てもらうとかということも考えて、皆さんに災害対策に、防災に興味を持っていただくように努めてまいりたいと思います。

それから、前段の質問……

〔「スロープ」と言う人あり〕

○危機管理課長（佐々木 章君） スロープ、失礼しました。今回の購入する車につきましては、スロープはございません。ステップが2か所につくということで、車椅子の方にはご不便をおかけしますが、ステップということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第16、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

[総務課長 三上義重君登壇]

○総務課長（三上義重君） 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。種別、パソコン。形状、ノート型。数量、54台。契約金額、594万円。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。住所、岩泉町二升石字大根13番地。氏名、一般社団法人おかえり集学校二升石集学校、支店長、甲州剛。

令和7年6月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立小学校の教職員が使用する校務用パソコンを買入れしようとするものである。

現在、各学校で使用している校務用端末につきましては、令和元年度に整備を行ったものであり、5年が経過し、OSサポート及び端末サポートが終了となることから、更新をこのたび行うものであります。令和7年度に小学校分、令和8年度に中学校分と、2か年にわたり更新する予定となっております。

次のページ、2ページに参考資料として概要書をおつけしています。

納期は、令和8年3月13日でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから議案第11号の質疑を行います。質疑はありますか。

6番、小松ひとみ議員、どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） お聞きします。

個人でもパソコンを買い換えるときに、私だったらメーカーにこだわりますけれども、この岩泉町の認めるメーカーというのはどこを想定なさっていますか、お聞きします。

○議長（八重樫龍介君） 小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） お答えいたします。

参考資料としてつけております仕様書、概要に規格等ということで載せてございますが、この規格を全て満たしている会社のメーカーのパソコンということで考えております。もう少し具体的にお話ししますと、同じ仕様で役場の事務室内で使用するパソコンを購入した実績がございますが、同じような仕様のもので今回も購入をしたいと考えているものでございます。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 小松ひとみ議員、どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） 今どんどんと情報漏えいとかが出てきたりして、一番セキュリティーがとても大事だと思います。その中で、リユースも入っていますし、無期限保証ということもありますし、無期限の意味とか、リユースが入るとするのはちょっと不安ですけれども、いかがなのでしょう。そこをちょっとお聞きしたいのです。

○議長（八重樫龍介君） 小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） お答えいたします。

今回の購入に当たっては、その他のところに表示しておりますように、リユース、リサイクルのパソコンも対象としているところでございます。ただ、これにつきましても、きちんとデータ等の消去等が行われた規格のものを購入ということになっておりますので、その部分では問題ないと考えております。

また、無期限保証という表示がございますが、こちらについては、使用している期間中、期間を限定するわけではなく、使用している期間中についてはメーカーといえますか、販売者からの保証が得られるというものでございます。

○議長（八重樫龍介君） 小松ひとみ議員、どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） ノートパソコンで15.6インチというのは、とても大きい画面だと思いますが、これで54台、1台当たり11万円ぐらいの価格になりますが、これで本当に安全で快適に動くことを保証されているのか、ちょっと不安に思いますが、いかがですか。

○議長（八重樫龍介君） 小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） お答えいたします。

規格等にございますとおり、液晶ではこのような大きさのもので考えておりますし、リユース品ということですが、先ほども申し上げましたとおり、しっかりと保証がついたものですので、使用に当たっては問題なく使用に耐えられるものだと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 6番、小松ひとみ議員、どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） 54台全て設定して、そこに取り付けて設定して、あと最後までというか、不具合な場合も対応してくださるという集学校さんの答えがあるわけですか。ちょっと何か不安なのですけれども、設定も加えて、安全に快適に動けるようなパソコンとして納めていただくという設定でしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） 納品に当たりましては、全て契約業者さんのほうで責任を持って設定をして、使える状態での納品ということ考えているものです。

○議長（八重樫龍介君） 3番、菊池孝広議員、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） このパソコンでございませけれども、教職員ということですが、小学生が使っておりますパソコンあるいはタブレット、そういったものとの共有といいますか、そういったものができる状態かどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） お答えいたします。

今回購入をしたいパソコンにつきましては、校務用パソコンと表現しておりますけれども、教職員が校務、事務用に使用していくパソコンということになります。このほかに、教員には指導用、授業等で使うパソコンも準備しておりますので、児童生徒に配付しておりますG I G A端末等の部分との連携につきましては、指導用パソコンのほうを活用するという形を取っております。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第4号の上程、説明、委員会付託

○議長（八重樫龍介君） 日程第17、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第4号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業の取得パターンの多様化等所要の整備を図るため、これらの条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第2号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例について。

岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を

求める。

令和7年6月12日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町重度心身障がい者医療費給付事業に係る受給要件について、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者を対象とするよう拡充するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度岩泉町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,778万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億9,662万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）、第2条、既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月12日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第4号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,975万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月12日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第4号までの4件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに

したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号までの4件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（八重樫龍介君） 日程第21、請願第2号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願を議題とします。

請願第2号の紹介議員の説明を求めます。

6番、小松ひとみ議員、どうぞ。

〔6番 小松ひとみ君登壇〕

○6番（小松ひとみ君） 請願第2号。2025年5月23日、岩泉町議会議長、八重樫龍介様。

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願。

請願者、住所は記載のとおりです。氏名、岩手県社会保障推進協議会、会長、佐藤嘉夫。氏名、いわての介護を良くする会、共同代表、福田裕子、渋谷靖子、太田宣承、鈴木幸子。

紹介議員、岩泉町議会議員、小松ひとみ、林崎竟次郎、大山幸真。

請願趣旨。昨年4月に介護報酬の改定が実施され、介護報酬は1.59%引き上げられましたが、訪問介護の基本報酬は2から3%も引き下げられ、多くの事業者から不安の声があがっています。訪問介護は、とりわけ一人暮らしの高齢者をはじめ要介護者やその家族の生活を支える上で欠かせないサービスです。

厚生労働省は、基本報酬の引き下げ理由として、「訪問介護の利益率が高い」ことをあげています。これはヘルパーが効率的に訪問できる「集合住宅併設型」事業所や都市部の大手事業者が利益率の平均値を引き上げているものと推測されますが、厚生労働省の調査でも約4割の訪問介護事業者は赤字であり、1軒の訪問に車で数十分かけて移動し

ている地方の実態からはかけ離れています。

2024年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散が、過去最多の784社に達しました。そのうち「訪問介護」は529社と前年の427社から急増しています。調査した東京商工リサーチは「コスト高や介護人材不足に加えて、報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっている」と指摘しています。訪問介護事業者のほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所で、介護報酬の引き下げにより、訪問介護事業所の多くが経営難に直面しています。

いわての介護を良くする会、岩手県民主医療機関連合会、岩手県社会保障推進協議会は、2024年5月に県内の訪問介護事業所332施設を対象に緊急のアンケートを行い、21%に当たる70施設から回答を得ました。介護報酬の引き下げについては、94.3%が「納得できない」と回答。影響については「事業所の経営が苦しくなる」81.4%、「ヘルパーの意欲・モチベーションが下がる」71.4%、「ヘルパーの賃金改善が難しくなる」70.0%など、事業所運営に大きく関わる問題が浮き彫りになりました。

訪問介護の人手不足は深刻です。ホームヘルパーの有効求人倍率は2023年度で14.1倍と高水準です。さらに、2022年度介護従事者処遇状況等調査によれば、介護職員の賃金は全産業平均を月額7万円下回っています。政府は訪問介護の基本報酬を下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしています。しかし、すでに加算を受けている事業所は基本報酬の引き下げで減収となり、その他加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引き下げ分を補えない事業所が出ています。

介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを早急に行うよう求めます。

以上の趣旨から、次の事項につき、地方自治法第99条に基づき、関係機関に対して意見書を提出していただくようお願いします。

請願項目。1、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。

以上で終わります。

○議長（八重樫龍介君） これで請願第2号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって、総務常任委員会に付託して会期中の審査といたします。

◎散会の宣告

○議長（八重樫龍介君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時31分）

令和 7 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日	令 和 7 年 5 月 2 1 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 7 年 6 月 1 7 日 午 後 4 時 0 9 分				
	閉 会	令 和 7 年 6 月 1 7 日 午 後 4 時 1 8 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	大 山 幸 真	○	9	林 崎 竟 次 郎	○
	2	裊 地 照 夫	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	菊 池 孝 広	○	1 1	三 田 地 泰 正	○
	4	千 葉 泰 彦	○	1 2	三 田 地 久 志	○
	5	佐 藤 安 美	○	1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	小 松 ひ と み	○			
	7	畠 山 昌 典	○			
	8	畠 山 和 英	○			

会議録署名議員	4 番	千葉泰彦	5 番	佐藤安美
	6 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原克彦	局長補佐	石黒保幸
	主任	川崎久美子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	三浦英二
	教育長	袈岩千裕	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	三上訓一
	町民課長	佐藤哲也	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木 修二	農林水産課長	佐々木 忠明
	地域整備課長	日吉 理	上下水道課長	山岸知成
	消防防災課長	佐々木 規雄	危機管理課長	佐々木 章
	教育次長	小野寺 一徳		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和7年第2回岩泉町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年6月17日(火曜日)午後4時10分開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び
休暇に関する条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第2 議案第2号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の
一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第3 議案第3号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算(第2号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第4 議案第4号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第5 閉会中の継続審査申し出について

請願第2号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を
早急に行うことを求める請願 (総務常任委員長申し出)

日程第6 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長申し出)

(産業常任委員長申し出)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 4時09分）

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第4、議案第4号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、合砂丈司議員、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 合砂丈司君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（合砂丈司君） 令和7年6月17日、岩泉町議会議長、八重樫龍介殿。条例補正予算審査特別委員長、合砂丈司。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第4号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、原案可決。
以上であります。

○議長(八重樫龍介君) 条例補正予算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のあった4件の議案は、条例補正予算審査特別委員会において審査が十分になされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(八重樫龍介君) 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

お諮りします。議案第1号から議案第4号までの4件に対する討論を一括して行うこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(八重樫龍介君) 異議なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(八重樫龍介君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(八重樫龍介君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(八重樫龍介君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（八重樫龍介君） 日程第5、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の請願第2号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願について、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（八重樫龍介君） 日程第6、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、総務常任委員長及び産業常任委員長から、常任委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（八重樫龍介君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回岩泉町議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時18分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

八 重 樫 龍 介

署 名 議 員

千 葉 泰 彦

署 名 議 員

佐 藤 安 美

署 名 議 員

小 松 ひ と み
